

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

和歌山県人事委員会





和人委第198号  
令和5年10月11日

和歌山県議会議長 濱口太史様  
和歌山県知事 岸本周平様

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり、勤務時間の改定について別紙第3のとおりそれぞれ勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。



## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究するとともに、職員の勤務条件等の実態を把握し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

### 1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「令和5年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月1日現在で、次のとおりである。

#### (1) 職員数

職員の総数は、14,141人\*であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、3,746人である。

\* 任期付職員、任期付研究員及び暫定再任用職員については、含まれていない。

(参考資料第1表)

#### (2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については40.5歳、行政職給料表適用職員については42.1歳となっている。

(参考資料第2表)

#### (3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成\*1は、大学卒81.8%、短大卒5.9%、高校卒12.2%、中学卒0.0%\*2となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性59.9%、女性40.1%となっている。

\*1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない。

\*2 該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(参考資料第5表)

#### (4) 平均給与

本年4月における職員の平均給与月額、全職員で376,971円、行政職給料表適用職員で366,835円となっており、昨年と比較すると、前者は294円増加、後者は472円減少している。

(参考資料第6表)

## 2 民間の給与等

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所（調査対象事業所）275事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した118事業所について「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年は、この118事業所のうち、約8割（83.9%）の99事業所について、調査を完了した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の約5,100人について、本年4月分としてそれぞれの従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

#### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所の割合は、大学卒で21.2%（昨年23.0%）、高校卒で28.5%（昨年31.4%）となっている。

そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で55.7%（昨年43.5%）、高校卒で62.3%（昨年24.0%）となっている。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で44.3%（昨年56.5%）、高校卒で37.7%（昨年76.0%）となっている。

(参考資料第14表)

## イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は39.3%（昨年28.4%）、ベースダウンを実施した事業所は2.7%（昨年1.0%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は77.5%（昨年90.6%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は30.9%（昨年30.3%）、減額となっている事業所の割合は6.8%（昨年2.5%）となっている。

（別表第1、別表第2）

## 3 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表の適用職員、民間にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行ってきた。

本年4月分の給与について比較した結果、職員の給与は、1人当たり平均にして民間の給与を3,362円（0.92%）下回っていた。

（別表第3）

### (2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、年間で平均所定内給与月額4.48月分に相当していた。職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給割合（4.40月）は、民間の平均支給割合を0.08月分下回っていた。

（別表第4）

## 4 最近の賃金・雇用情勢等

厚生労働省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の民間事業所の所定内給与は、昨年同月に比べて全国・和歌山県ともに1.2%増加した。

(参考資料第22表)

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国で3.5%増加し、和歌山市で2.8%増加した。

(参考資料第22表)

総務省の家計調査(勤労者世帯)を基礎として、本委員会が人事院の算定方法を参考に算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ109,863円、153,960円及び198,058円となった。

(参考資料第21表)

総務省の調査による本年4月の全国における完全失業率は、昨年同月と同じ2.6%であった。また、厚生労働省の調査による本年4月の全国における有効求人倍率は、昨年同月から0.08ポイント上昇して1.32倍となった。

(参考資料第22表)

## 5 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理について報告し、勤務時間について勧告するとともに、給与について報告及び勧告を行った。その主な内容は、次のとおりである。

### (1) 公務員人事管理に関する報告

ア 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

イ 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

ウ 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備



## (2) 勤務時間に関する勧告

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。

## (3) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

ア 民間給与との較差：3,869円（0.96%）を解消するため、初任給を高卒：約8%（12,000円）、大卒：約6%（11,000円）引き上げる等、俸給表を引上げ改定

イ ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

ウ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設〔月額3,000円〕

なお、これらの報告及び勧告の概要は、別記のとおりである。

## 6 給与の改定

職員給与及び職員給与を決定するための条件である民間給与やその他の諸情勢については以上のとおりであり、これらを総合的に勘案した結果、職員給与の改定について以下のとおり報告する。

### (1) 月例給の改定

#### ア 給料表の改定

月例給については、本年4月分の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を3,362円（0.92%）下回ることとなったため、本委員会としては、職員の月例給を次のように改定する必要があると判断した。

本県の給料表は、これまで、人事院勧告で示された国家公務員の俸給表に準じて

きており、本年、人事院は、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる引上げの改定を勧告したことから、行政職給料表を、国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて改定する。その結果、職員の平均給与月額が3,344円（0.91%）増加することとなる。

この改定は、本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものとする。

#### イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、本年4月に遡及して支給限度額を引き上げ、医師等の処遇の確保を図ることとする。

#### (2) 特別給の改定

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給割合を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給割合の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に0.05月分を期末手当に、0.05月分を勤勉手当にそれぞれ配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給割合を定めることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、この改定を踏まえて支給割合を引き上げることとする。

#### (3) 在宅勤務等手当

人事院は、本年、在宅勤務等手当（以下(3)において「本手当」という。）の新設を勧告した。国と本県の状況は次のとおり大きく異なるため、本県においても、国に準じて本手当を新設する。

## ア 人事院が本手当の新設を勧告するに至った状況

- (7) 職員が在宅勤務等を行う場合、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用を負担している状況にある。本年3月に取りまとめられた人事院の「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の最終報告では、「テレワークに係る費用については、業務遂行に必要なものである以上、職員に過度な負担が生ずることは適当ではなく、基本的に使用者である国が負担することが望ましいと考える。」との見解が示された。

なお、当該最終報告では、現状のテレワークを「特別の命令（職務命令）によって、通常勤務する官署である庁舎等以外の出張先や自宅等で勤務しているもの」としている。

- (i) 本年の人事院「職種別民間給与実態調査」によると、在宅勤務を実施する事業所のうち、在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は30.8%で、調査を開始した令和3年（23.1%）に比べると7.7ポイント増加しており、民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にある。

## イ 本県の状況

在宅勤務は、知事部局において、育児、介護、妊娠又はけが、病気若しくは障害により一時的に通勤することが困難となっている職員について制度化されている。

また、本年10月からは、これらに該当しない職員でも、自然災害等リスク回避、感染症拡大防止など業務の継続及び資料作成などのために一定期間自宅で集中して行う勤務について試行的に実施されている。

いずれの場合でも服務上在宅で執務すべきことを命じることとなっており、職員が在宅勤務を行う場合、それに伴う光熱・水道費等の費用を負担している。

本年の「職種別民間給与実態調査」においては、在宅勤務関連手当を支給する事業所が5事業所、支給を検討する事業所が6事業所あり、在宅勤務関連手当を支給する動きが出てきている。

## (4) 会計年度任用職員の給与

国の非常勤職員の給与について、人事院は、常勤職員との均衡をより一層確保する

ことを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。これに準じ、本県においても、会計年度任用職員の給与について、職員の給与に関する条例等の改正により常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与についても、常勤職員に準じて改定することが適当である。

また、地方自治法改正により令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能となったため、同年度から期末手当に加えて勤勉手当を支給することが適当である。

#### (5) 給与制度のアップデート

人事院は、「給与制度のアップデート」として、公務員人事管理に関する報告において、令和6年に向け措置を検討する事項の骨格案を次のように示している。

##### ア 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

##### イ 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

##### ウ 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

これらは、本県の給与制度にも大きく影響を及ぼすことが考えられることから、人事院における検討の動向を十分に注視していくこととする。

## 7 公務運営の改善

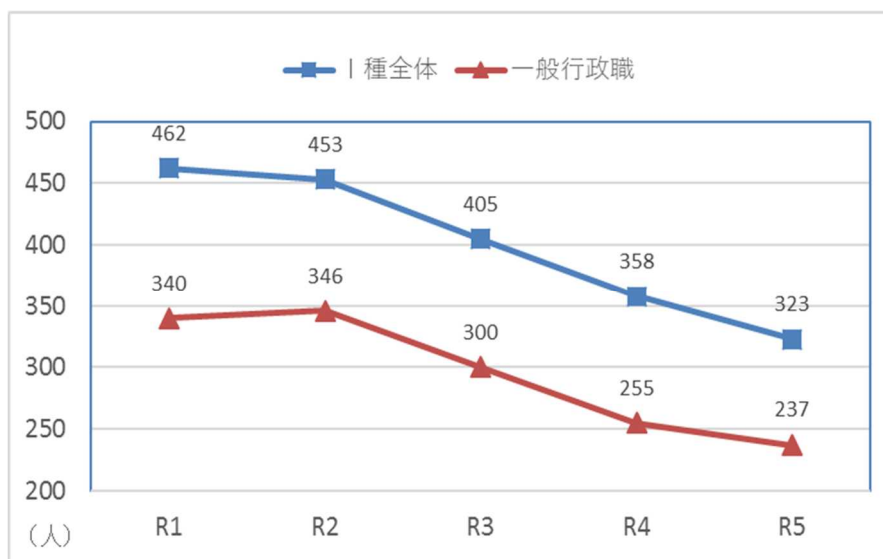
公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

### (1) 人材の確保及び育成

少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く一方で、県政の諸課題はますます高度化・複雑化してきており、中長期的かつ総合的な視点をもって、限られた人材を最大限に活用しながら課題解決に取り組むことが求められる。このような課題に積極的に取り組むことのできる意欲的で行動力のある多様な人材を確保するため、これまでも職員採用Ⅰ種試験において、受験年齢制限の緩和、専門試験選択制の導入、第1次試験合格者枠の拡大、一般行政職特別枠の導入、教養試験を民間企業でも採用されている基礎能力試験に変更するなど、社会情勢の変化に対応し、採用試験制度の見直しを行ってきた。

これらの取組にもかかわらず、Ⅰ種試験受験者数は、近年減少傾向が続いており【図1】、一部の職種では、必要人員を確保できない状況にある。また、若年人口の減少を背景に、国や他の地方公共団体、民間企業等との競合などにより、今後、人材確保はますます厳しさを増していくと予想される。このような中、より多くの受験者を確保し、民間人材も含めた有為な人材を採用するために、和歌山県職員の仕事の魅力ややりがいについて、キャリア形成やキャリアパスを含めて、仕事に取り組む職員の紹介動画やSNSを活用した情報発信の強化を図る等、引き続き効果的な採用試験の実施について検討していく必要がある。

【図1】Ⅰ種試験受験者数



採用後の人材育成については、各任命権者において、職種や職責に応じた各種研修のほか、長期的な視点で幅広い人材を育成するため、中央省庁や民間企業、海外などへの長期派遣研修等を実施している。これらに加え重要となるのが、職場における職務を通じた人材育成であり、その要となる管理職の役割は極めて大きい。管理職は組織としての成果を上げる観点からも、職員の育成を重要な職責として認識し、職員のキャリア形成を支援する取組を組織としてしっかりと定着させていくことが求められる。さらに若手職員の早期退職を防止するためにも、明確なキャリアパスを示すとともに働き方改革の推進にも取り組む必要がある。

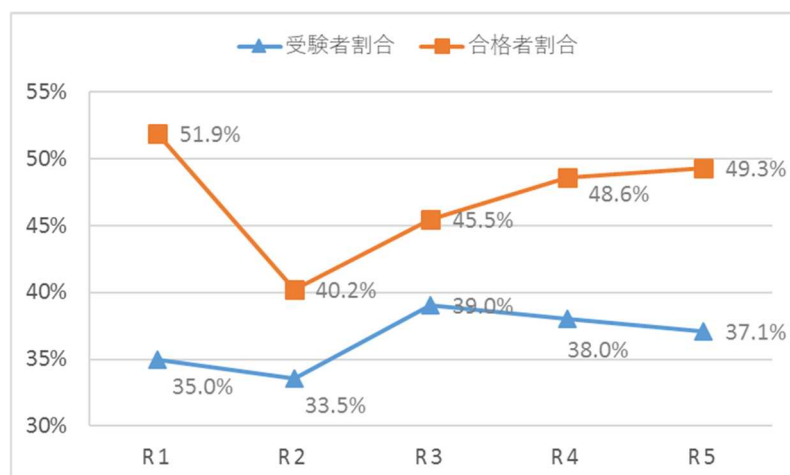
## (2) 多様な職員の活躍推進

### ア 女性職員の活躍

本県においては、これまでも男女共同参画の観点から、様々な取組が進められてきたが、多様な人材を確保し、政策に多角的な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の採用・登用の拡大は重要であり、各任命権者においては、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組がなされている。

女性職員の採用については、これまで職員募集パンフレットや職員採用説明会、さらには県職員を目指す女性を対象にしたセミナーなど様々な機会を捉えて、女性職員が能力を発揮しやすい環境であることを説明し、女性の受験者確保に取り組んできた。本年度のⅠ種試験一般行政職で受験者の女性割合は37.1%、合格者の女性割合は49.3%となり、最近の傾向として女性の合格者は着実に増加している【図2】。今後も、各任命権者と連携しつつ、有為な女性人材の確保のため、人材確保策を推進していく必要がある。

【図2】Ⅰ種試験一般行政職における女性割合



また、管理職への登用についても、各任命権者において、女性職員の職域拡大や適材適所への人事配置などが実施されてきた。その結果、知事部局では、本年度の管理職に占める女性割合は、13.5%となり、昨年度の11.0%から大幅に上昇した。直近下位の課長補佐級では19.9%であり、管理職に占める女性割合は、I種試験一般行政職合格者の約半数を女性が占めることから明らかなように、今後も着実に上昇していくと見込まれるが、特定事業主行動計画の目標（令和7年度までに15%以上）達成を確実なものとするためには更なる取組が求められる。各任命権者においては、これまでの取組に加え、女性の活躍を促進する組織全体の意識改革、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境の整備等働き方改革に、より真剣に取り組む必要がある。

#### イ 障害者の雇用

障害者の雇用については、継続的な障害者雇用の推進等により、本年度は、知事部局、警察本部に加え、教育委員会においても法定雇用率を達成するに至った。各任命権者においては、今後も、障害のある人がその能力と適性に応じた雇用の場に就き、社会参加できる共生社会の実現に向け、障害者の計画的な採用を積極的に推進するとともに、採用後の定着に向け、障害のある職員が相談しやすい環境を整備するなど、障害者活躍推進計画に基づく取組を着実に推進していく必要がある。

#### ウ 高齢層職員の活躍

高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向け、本年4月1日から職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることとなった。

各任命権者は、職員に対し、定年引上げとこれに伴う諸制度の適切な情報提供、意思確認を実施するとともに、高齢層職員がこれまでの経験と知識を生かし意欲を持って働くことができるよう、人事管理の様々な面から対応を考える必要がある。

このほか、本年6月に公布・施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の趣旨等を踏まえながら、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいく必要がある。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、管理職による日々の指導や人事評価を通じて職員の能力、適性等を的確に把握した上で、職員の成長支援を行うとともに、人事評価の結果を任用、給与等に反映することが重要である。

各任命権者においては、人事評価を活用した人材育成に資するよう、管理職の評価・育成能力の向上に努めなければならない。

### (4) 勤務環境の整備

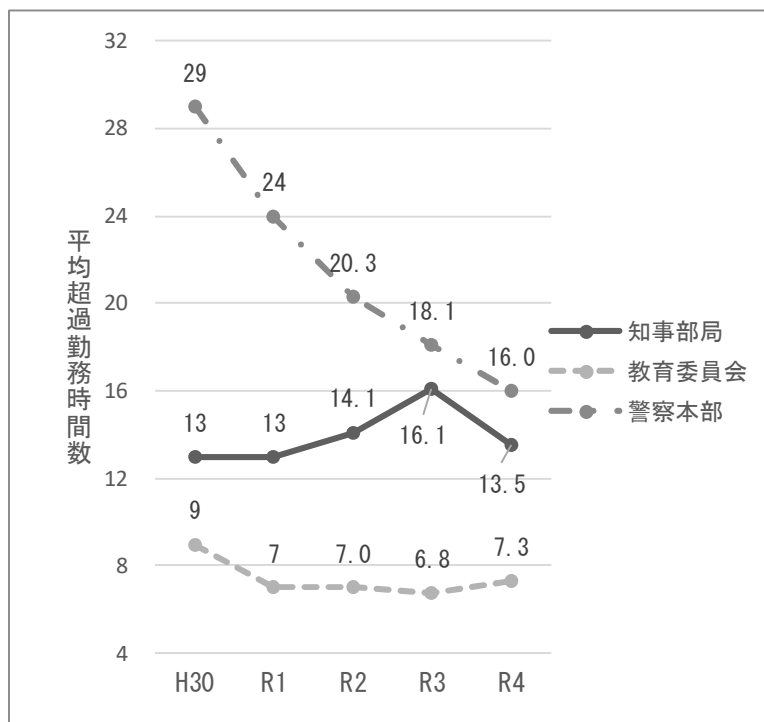
#### ア 長時間労働の是正等

##### (7) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上のほか、人材確保の観点からも、極めて重要な課題である。

各任命権者における令和4年度の超過勤務は、令和3年度に比べて知事部局と警察本部で減少し、教育委員会では増加した。

【図3】職員1人1月当たりの平均超過勤務時間数



知事部局の超過勤務減少の要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務



量が減少したためと考えられる。これにより、月45時間を超える超過勤務を行った職員の割合も、令和3年度9.2%から令和4年度は7.4%に減少するとともに、月100時間を超える超過勤務を行った職員の割合も1.4%から0.9%に減少した。

各任命権者では超過勤務縮減への取組として、ノー残業デーの設定などが挙げられているが、今後、任命権者が掲げる目標数値（1人当たり月平均の超過勤務時間10時間以下、月45時間以上の超過勤務職員割合を2.5%以下）の達成に向けて、更なる抜本的な対策が必要である。

昨年、本委員会は、超過勤務の調査を行う旨報告した。当該調査は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）に定める超過勤務の上限の超過（以下「上限超過」という。）と特例業務（重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるもの）の突合を主要な内容とし、その結果は、次の表のとおりであった。

【表1】令和3年度の上限超過件数と特例業務件数

	上限超過件数*	特例業務件数
知事	1,491	714
教育委員会	101	76
警察本部	410	410

\* 令和3年度の実績データで算出した、上限規制のいずれかに該当した1人1月単位の件数

勤務時間規則は、特例業務に係る超過勤務について上限を適用しない旨定めているため、特例業務以外の超過勤務では上限超過をすることができない。よって、上限超過件数と特例業務件数は同数となるが、差が認められた。その結果を受けて、本委員会は、本年3月に、任命権者のうち知事及び教育委員会に対し、上限超過について特例業務として処理すること、特例業務については厳格に運用するよう通知した。

本委員会は、令和4年度の超過勤務の実績に対しても同様の調査を行い、その結果は、次の表のとおりであった。

【表 2】令和 4 年度の上限超過件数と特例業務件数

	上限超過件数*	特例業務件数
知事	1,172	884
教育委員会	88	73
警察本部	272	265

\* 令和 3 年度及び令和 4 年度の実績データで算出した、上限規制のいずれかに該当した 1 人 1 月単位の件数

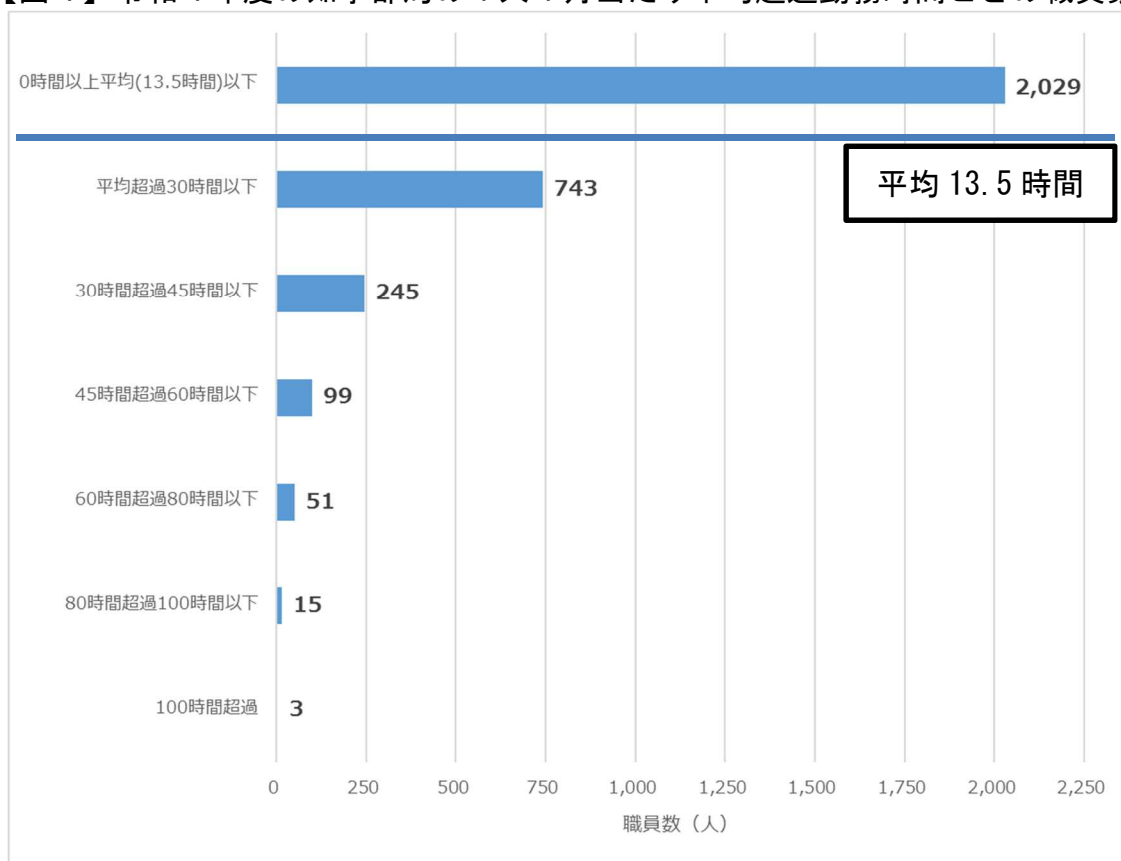
知事部局、教育委員会及び警察本部のいずれでも上限超過件数は減少したが、知事部局においては上限超過件数は1,000件を超えている。また、知事部局では特例業務件数が増加し、一定の改善が認められるものの、上限超過件数と特例業務件数には依然差が認められる。

勤務時間規則による超過勤務の上限規制は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による時間外勤務の上限規制制度（労働基準法の改正）を受けて導入されたものである。そして、労働基準法（昭和22年法律第49号）における上限は、「労使が協定しても超えることのできない時間外労働の上限」（厚生労働省作成「働き方改革関連法のあらまし（改正労働基準法編）」より）として設定されているものである。

よって、各任命権者は、上限を超過しないこと、上限超過が認められるのは特例業務による場合のみであることを徹底し、特例業務を命じた場合における上限を超えた超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を確実に行わなければならない。

また、次の図【図 4】に示すとおり知事部局では平均よりも多く超過勤務を行っている職員数が少なく、偏っていることがわかる。本委員会が行った調査中、超過勤務の縮減のための取組を問う項目（業務の平準化、ノー残業デーの設定、応援人員配置、定時退庁を促すメール送信、朝礼等における周知及びその他からの選択）において、知事部局では、業務の平準化を選択していなかったが、超過勤務の偏りを解消し、縮減するためには一層業務の平準化に取り組む必要がある。

【図4】令和4年度の知事部局の1人1月当たり平均超過勤務時間ごとの職員数



\* 上の図は、職員個人ごとに1月当たりの平均超過勤務時間（小数点第1位を四捨五入し、整数化したもの）を算出し、同図縦軸に掲げる範囲に何人が該当するかを示したものである。

超過勤務の縮減のためには、まず、勤務時間を適正に把握し、管理することが重要である。本年の人事院による公務員人事管理報告では客観的な記録と超過勤務時間の突合は、超過勤務時間の適正な管理に有効であるとしていることを踏まえれば、本県においても行政事務用パソコンの実稼働状況（ログ記録）や庁舎又は執務室への入退室記録などの客観的な記録を基礎とした勤務時間管理に移行すべきである。

(イ) 教育職員の働き方改革の推進

多忙化する教育職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている学校現場では、教育委員会において、超過在校等時間（在校等時間から条例等で定められた勤務時間を除いた時間）の上限を設定し、教職員等の長時間労働の解消のため、「教職員等の働き方改革推進プラン」を平成30年5月に制定・公表している。このプランにおいて、部活動の休養日・活動時間の設定、超過在校等時間を1月につき45

時間以内、1年につき360時間以内にするなどの数値目標を設定し、取組状況のとりまとめや公表を定めている。

昨年、本委員会は、教育委員会において当該プランに沿った長時間労働の是正について具体的な成果を出す必要がある旨報告した。当該プランで定められている数値目標の達成状況について、教育委員会に報告を求めたところ、その結果は、次の表のとおりであった。

【表3】「教職員等の働き方改革推進プラン」に記載されている数値目標の達成状況

数値目標	結果
①「校務の効率化に向けた点検シート」の全項目を達成できた学校の割合が85%以上	未達成
②「校務の効率化に向けた点検シート」の項目のうち「ノー残業デーの設定」、「会議資料等の簡略化指導」、「退勤が極端に遅い教職員への指導」の項目を達成した学校の割合100%	未達成
③中学校では、1週間の内、原則土・日のどちらか1日に加え、平日1日の休養日を設定した運動部・文化部の割合100%	達成
④中学校では、平日2時間程度、休業日は3時間程度の活動時間を設定した運動部・文化部の割合100%	達成
⑤高等学校では、年間活動計画等を作成し、中学校の取組を踏まえ、適切に休養日や活動時間を設定した運動部の割合100%	未達成
⑥教職員1人当たり超過在校等時間を1月につき45時間以内、1年につき360時間以内	未達成
⑦教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数を1年につき13.0日以上	未達成

教育委員会から未達成の数値目標について状況を聴取したところ、⑤については、未達成校が1校だけであるが、残りの数値目標については多くの学校で達成されていなかった。

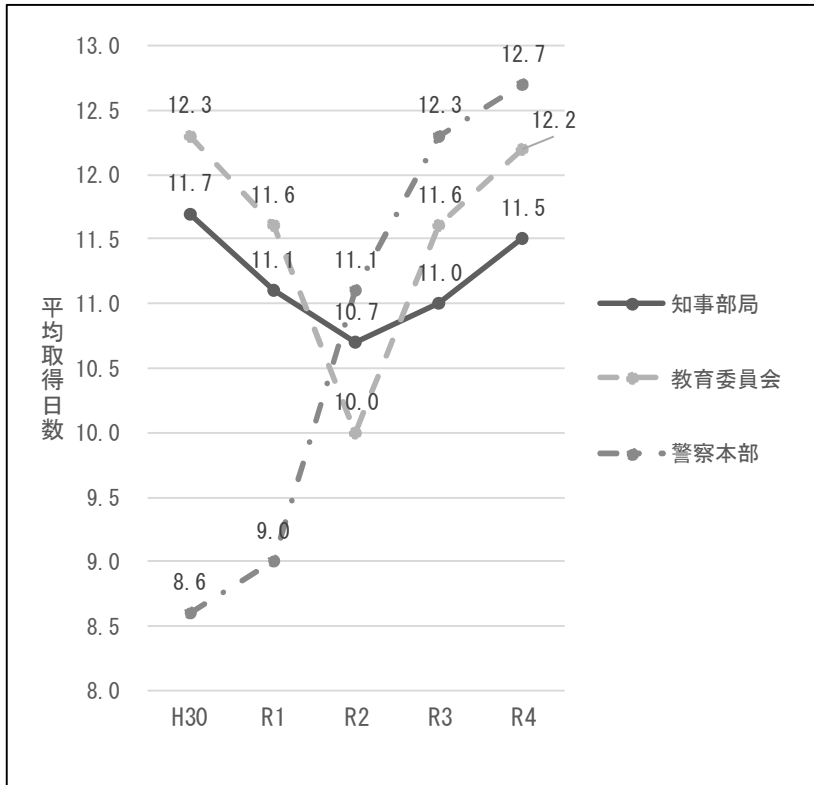
以上のとおり教育委員会は、長時間労働の是正について具体的な成果を出していない。また、学校長が未達成と回答した場合にもその詳細までは聴取していないことがわかった。

教育委員会は、自ら定めた目標である以上、未達成の場合にはその詳細を把握し、対策を講じて、具体的な成果を出す必要がある。

(ウ) 年次有給休暇の取得促進等

職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数は、令和 3 年度に続き、知事部局、教育委員会及び警察本部の全てにおいて上昇した。

【図 5】職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数



各任命権者における年次有給休暇の取得促進については、「ワン・モア・ホリデー」運動や休日に挟まれた日における会議等の自粛、ゴールデンウィーク期間中の長期連続休暇の取得促進など様々な取組が行われている。取得日数は増加したものの、知事部局及び教育委員会についてはその定める特定事業主行動計画の目標である13日にはいまだ達していないことから、管理職による休暇を取得しやすい職場環境づくりなどの働きかけが重要であり、各任命権者においては、計画的・連続的取得の促進に引き続き取り組む必要がある。

なお、本委員会では、労働基準監督機関の職権行使として、対象の事業場へ超過勤務や年次有給休暇の取得状況などの勤務状況の調査を実施しているが、今後も、事業場の適正な勤務条件の確保に向けた指導等に引き続き努めていくこととする。

イ 柔軟な働き方の推進

(ア) テレワークの推進

本県においては、勤務時間をずらす時差勤務や出張者が他の庁舎で勤務するサテライトオフィス勤務等の柔軟な働き方の制度が実施されている。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのテレワーク（在宅勤務）は同感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い廃止されたが、6(3)に記載したとおり在宅勤務の制度がある。

昨年、本委員会は、テレワークの更なる導入・定着を推進していくことが必要と報告したが、本県においても本年4月に電子決裁が導入されるなどテレワークに必要な環境が整いつつある。また、人事院は、本年の公務員人事管理報告の中で、本年中にテレワークの実施に関するガイドラインを策定し、適正かつ公平な運用が確保されるよう統一的な基準を示すこととしている。

これらを踏まえ、各任命権者においては、業務プロセスの変革やDXの推進など働き方そのものの見直しを行い、一層のテレワークの推進に向け取り組んでいくことが必要である。

#### (イ) フレックスタイム制の導入

本年、いわゆる選択的週休3日制の一般の職員への拡大を人事院が勧告したことを受け、本委員会は、国や他の地方公共団体との権衡や情勢適応の観点から本県においてもフレックスタイム制を導入すべきと判断した。

##### a 国の状況

国においては、平成5年に研究職俸給表適用職員及びこれに類する職員について導入された。平成27年に人事院が一般の職員への拡充を勧告し、平成28年4月1日から実施されている。内閣官房が公表している「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進に関する職員アンケート（令和元年実施）」の結果によると、利用したことがある職員の割合は、全体で22.3%となっている。

##### b 他の都道府県の状況

総務省の調査によると令和4年4月1日時点で15都道府県が導入している。近畿では、大阪府、兵庫県及び奈良県で導入されている。

##### c 民間の状況

人事院が一般の職員へのフレックスタイム制の拡充を勧告した平成27年の状況と令和4年の状況を厚生労働省の「就労条件総合調査」によって比較した。

【表4】就労条件総合調査（抜粋）

年	企業規模	フレックスタイム制の適用を受ける労働者の割合(%)
平成27年	全体	6.7%
	1,000人以上	11.2%
令和4年	全体	10.3%
	1,000人以上	18.0%

企業規模1,000人以上でみた場合、労働基準法第32条の3の規定による「フレックスタイム制」は、11.2%から18.0%に増加している。このように平成27年の人事院勧告当時より勤務時間の柔軟化は進んでいる。

d まとめ

フレックスタイム制は、国や他の地方公共団体でも導入し、利用されていること、また、民間においても勤務時間の柔軟化が進んでいることから、本県においても、フレックスタイム制を導入する。

各任命権者における勤務時間管理システムの改修等が必要となることを考慮し、令和7年4月から実施することが適切である。

フレックスタイム制の導入には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の改正が必要となるため、別紙第3のとおり、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」を行うこととした。

なお、本年の人事院による公務員人事管理報告にもあるとおり、制度の柔軟化を職員の柔軟な働き方につなげるためには、職員に対する周知・啓発や、手続の簡素化等を通じた事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気醸成などによる環境整備を行うことが不可欠である。また、職員がフレックスタイム制を利用する場合においても、行政サービスを提供するための執務体制の確保がなされていることは当然の前提であり、職員が申告したとおりの割振りを行うと公務の運営に支障が生ずると認められる場合には、各任命権者は、当該申告と異なる割振りをすべきであることも、併せて周知される必要がある。さらに、個々の職員を尊重した働き方を各職場で実現するためには、人事当局や管理職員のみではなく、職員自身が、適切な公務運営の確保と各職員の柔軟な働き方を両立できる職場形成に積極的に参加していく必要がある。

(ウ) 勤務間インターバル制の導入

睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要である。

民間労働法制では勤務間インターバルを確保した労働時間の設定が事業主の努力義務とされており、令和3年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においては、勤務間インターバル制度の導入に関する数値目標が設定され、公務員についても、目標の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進することとされている。

これらを踏まえると、任命権者の勤務間のインターバル確保に努める責務を法令上明確にすることが適当と考えられる。このため、人事院規則に準じて人事委員会規則に新たな努力義務の規定を設け、業務体制の見直しや時差勤務の積極的な活用、業務合理化等による超過勤務の縮減等により勤務間インターバルの実現に向け取り組んでいくものとする。

なお、客観的な記録を基礎とした勤務時間管理、テレワーク、フレックスタイム制の活用など柔軟な働き方や、勤務間のインターバル確保の推進のためには、各任命権者や職員が勤務時間の把握・管理を正確かつ簡便にできるようにすることが必要である。

各任命権者は、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできる勤務時間管理のシステム化に取り組み、超過勤務の縮減や勤務時間を柔軟化しつつ執務体制を確保する適切なマネジメントにも併せて取り組む必要がある。

## ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の社会進出が進む中、男女問わず活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児や介護を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう、勤務環境を整備していくことが求められている。

本年6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が2025年に一般行政部門においては85%（1週間以上の育児休業）、警察部門、教育委員会は50%と大幅に引き上げられた。

本県の男性職員の育児休業取得率は、平成30年度と令和4年度を比較すると、知事部局で1.0%が29.9%に、教育委員会で2.7%が9.5%に、警察本部で0.8%が24.2%に、各任命権者の取組によりそれぞれ上昇しているが、「こども未来戦略方針」を踏まえ、各任命権者においては、より一層、仕事と家庭の両立支援の制度が職員



に定着し、幅広く、安心して利用されるよう、周知徹底により更なる意識啓発を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要である。

## エ 心の健康づくりの推進

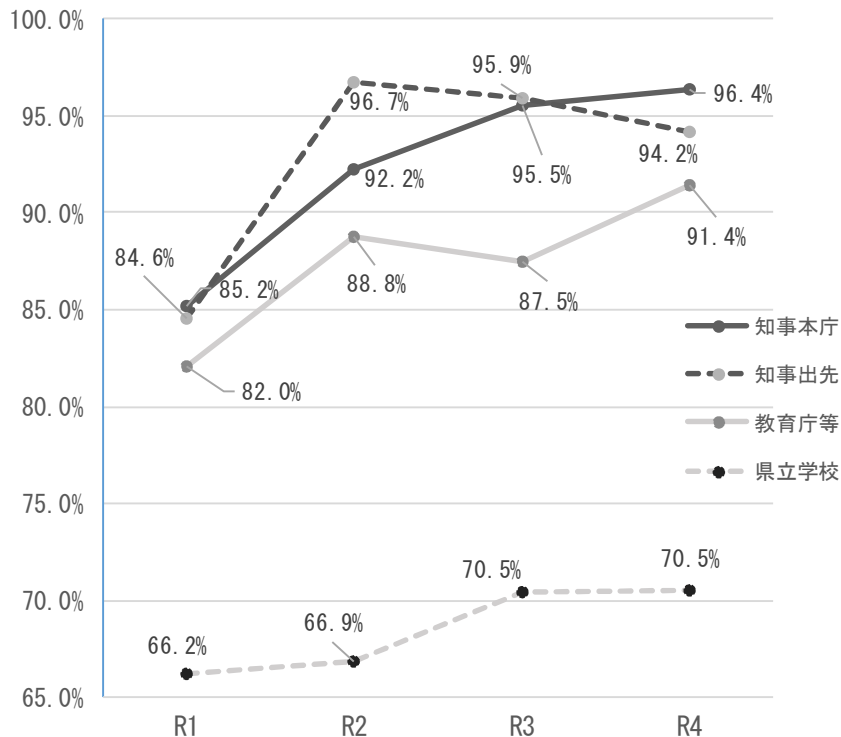
業務の高度化、複雑多様化が進む中で、職業生活に伴うストレスが、職員の心の健康面に大きな影響を与えており、心の健康づくり対策は、重要な課題となっている。

令和4年度の心の疾病による長期（30日以上をいう。）の病休者数は、令和3年度に比べて減少したが、依然として長期の病休者の過半数を占めている。

各任命権者においては、これまでも、様々な心の健康づくり対策に取り組んできたところであるが、中でもストレスチェックは、メンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から非常に重要である。

ストレスチェックの実施状況については、次の図のとおりであるが、県立学校においては依然受検率が低調である。

【図6】ストレスチェック受検率



\* 警察本部及び警察署の受検率は、R1からR4までいずれの年度も100%であるため、図から除いた。

知事部局及び教育委員会においては、ストレスチェックの受検率をより一層高め、警察本部においては現行の受検率を堅持するとともに、それぞれその結果をメンタル

ヘルス不調の早期発見や職場の環境改善に活用していくことが必要である。

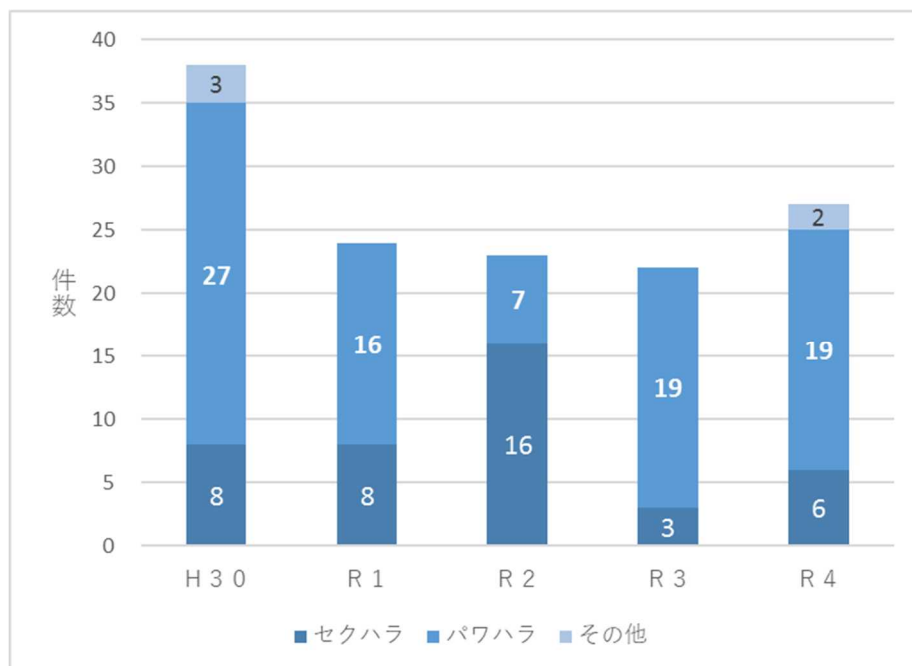
また、心の疾病は、長期間の療養を必要とし、職員本人や家族はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、各任命権者においては、引き続き心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。

## オ ハラスメントの防止対策

職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の行為は、職員の働く意欲の低下や心身への悪影響、職場環境の悪化等の大きな問題につながり、円滑な公務運営の大きな障害となるものである。

従前より、各任命権者におけるハラスメント対策として、ハラスメント防止に関する指針の策定、懲戒処分の指針への処分量定の設定、相談窓口の設置、研修を通じた意識啓発等の取組が行われており、各任命権者の相談窓口が把握した件数は、各任命権者の合計で次の図のとおりとなっている。

【図7】任命権者の相談窓口が把握したハラスメントの件数



本年の人事院による公務員人事管理報告では、「ハラスメントは、根絶する強い意志を持って対策を行わなければ、減少さえ期待できないものである。ゼロ・ハラスメントを実現するとの目標を掲げ、従来以上の具体的取組が必要である。」とし

ている。

各任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針に基づき、ハラスメント防止のための研修の充実や相談窓口の周知など、実効性のある取組を従来以上に推進していく必要がある。また、同報告では、「相談担当者のニーズに応じた研修の充実や、相談担当者をサポートするための体制整備の具体化等の取組を行っていく。」としており、本委員会においても、こうした国や他の都道府県の状況も踏まえ、必要な対応を検討する。

#### (5) 会計年度任用職員

本年4月1日時点の任用状況は、次のとおりである。

知事部局等	65職種	562人
教育委員会	67職種	2,187人
警察本部	10職種	146人
計	142職種	2,895人

6(4)に記載のとおり制度として常勤職員との均衡を図る場合、職務の反対給付である報酬の水準が引き上がるため、各任命権者は、会計年度任用職員の報酬水準について、従来以上に、職務の内容や責任、在勤する地域、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮し、国や他の都道府県の動向も踏まえながら、適切に設定することが求められる。

#### (6) 服務規律の確保

一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は、それが公務内であるか否かを問わず、県民の信頼を著しく失墜させるものであり、一度損なわれた信頼の回復は容易ではない。

各任命権者においては、過去の不適正事案について、事実関係を十分に把握、分析し、より実効性の高い再発防止策を模索・徹底するとともに、研修機関や職場での研修、職員育成面談など、あらゆる機会を捉えて職員の倫理観・使命感の涵養に努める必要がある。

## 8 おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれては、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たしている役割に深い理解を示され、本報告並びに別紙第2及び別紙第3の勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	39.3	5.0	2.7	53.0
課 長 級	30.4	6.0	2.7	60.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	77.5	77.5	30.9	6.8	39.8	0.0	22.5
課 長 級	68.0	68.0	27.7	7.0	33.3	0.0	32.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
行政職給料表関係	370,197円	366,835円	3,362円 (0.92%)

「職員の給与（B）」の内訳

給 与 種 目	令和5年	令和4年
給 料	326,153 円	326,836 円
扶 養 手 当	9,755	9,994
地 域 手 当	15,926	15,879
住 居 手 当	5,547	5,166
管 理 職 手 当	8,906	8,829
そ の 他	548	603
合 計	366,835	367,307

(注) 給料には、給料の調整額を含む。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )	345,381 円
	上半期 (A <sub>2</sub> )	341,375 円
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	693,887 円
	上半期 (B <sub>2</sub> )	842,966 円
特別給の支給割合	下半期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.01月分
	上半期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.47月分
	計	4.48月分

(注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

2 所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは、賞与及び臨時給与をいう。

## 令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子




### 基本的な考え方


社会経済情勢や国際情勢が激変する中、  
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-being  
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

## 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



### 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

### 課題への対応

#### 民間と公務の知の融合の推進

##### 実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

##### 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

##### 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

#### 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

#### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

##### 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、系系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

##### 人材確保を支える処遇の実現

令和6年  
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

##### 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討



## 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

##### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

##### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

## 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

##### 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

##### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

##### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年  
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

##### 超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

##### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

##### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組



## I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

## II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

## III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

## IV 施行日

令和7年4月1日

## 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

#### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

#### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

### 2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

#### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
  - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

#### ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

#### その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

### 3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

#### 手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

### 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

#### 【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

#### 【別添】給与制度のアップデート 概要

#### 公務員人事管理に関する報告の中で記述

#### 方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

#### 令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

#### 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

##### ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

##### ② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

#### 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

##### ① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

##### ② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

#### 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方については、引き続き分析・研究・検討



## 別紙第 2

### 職員の給与の改定に関する勧告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）を改正することを勧告する。

#### 1 改正の内容

##### (1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(1)
- (エ) 医療職給料表(2)
- (オ) 医療職給料表(3)
- (カ) 高等学校等教育職員給料表
- (キ) 中学校教育職員給料表
- (ク) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ケ) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (コ) 学校栄養職員給料表
- (サ) 警察官給料表

イ 任期付研究員に適用される現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

ウ 特定任期付職員に適用される現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

## (2) 諸手当について

### ア 初任給調整手当について

(7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

### イ 任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当について

(7) 令和5年12月期の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とすること。

(1) 令和6年6月期以降の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とすること。



間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分) とすること。

#### ウ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について

(7) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

#### エ 在宅勤務等手当について

(7) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命じられた職員に対して支給すること。

(イ) 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。

(ウ) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(7)及びウの(7)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、ウの(イ)及びエについては、令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用用短時勤務職員以外職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	529,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	529,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	529,000
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	529,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,000	529,000
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,000	529,000
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	470,000	529,000
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	470,000	529,000
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	470,000	529,000
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	470,000	529,000
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	470,000	529,000
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	470,000	529,000
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	470,000	529,000
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	470,000	529,000
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	470,000	529,000
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	470,000	529,000
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	470,000	529,000
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	470,000	529,000
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	470,000	529,000
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	470,000	529,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,200	470,000	529,000
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,200	470,000	529,000
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	446,200	470,000	529,000	



65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600	382,500					
95		296,200	344,100	382,900					
96		296,600	344,500	383,300					
97		296,800	344,700	383,600					
98		297,100	345,100	384,100					
99		297,500	345,500	384,500					
100		297,900	345,800	384,900					
101		298,100	346,100	385,200					
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600

65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700		
75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700		
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			
117	299,800	344,500			
118	300,100	344,900			
119	300,300	345,300			
120	300,600	345,700			
121	300,900	346,100			
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300

65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	

65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000



65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700	377,400		
115	295,300	326,300	359,200	377,900		
116	295,500	326,600	359,600	378,400		
117	295,800	326,800	360,000	379,000		
118	296,100	327,100	360,400	379,400		
119	296,400	327,500	360,900	379,900		
120	296,700	327,700	361,400	380,400		
121	297,000	327,900	361,800	381,000		
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				

137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	

65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	
111	315,600	405,600	436,700	
112	316,100	406,400	436,900	
113	316,600	407,000	437,100	
114	317,000	407,700	437,400	
115	317,500	408,400	437,700	
116	317,900	409,100	437,900	
117	318,400	409,700	438,100	
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		

	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	

65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	

65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	

65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	
111	315,600	405,600	436,700	
112	316,100	406,400	436,900	
113	316,600	407,000	437,100	
114	317,000	407,700	437,400	
115	317,500	408,400	437,700	
116	317,900	409,100	437,900	
117	318,400	409,700	438,100	
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		
136	325,200	415,100		

137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900

65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100



警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 警 察 官 以 外 の 警 察 官	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		

65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			
101	310,500	334,800	360,700	388,700			
102	311,500	335,700	361,800	389,200			
103	312,500	336,700	362,900	389,800			
104	313,500	337,800	364,000	390,300			
105	314,300	338,900	365,200	390,600			
106	314,900	340,000	365,700	391,000			
107	315,500	341,000	366,300	391,500			
108	316,100	342,000	366,900	391,800			
109	316,600	343,200	367,500	392,100			
110	317,100	344,200	368,000	392,600			
111	317,500	345,200	368,500	393,100			
112	318,000	346,100	369,000	393,600			
113	318,800	347,000	369,400	393,900			
114	319,500	347,900	369,800	394,400			
115	320,200	348,900	370,400	394,900			
116	320,800	349,900	370,900	395,400			
117	321,400	350,900	371,300	395,700			
118	322,200	351,300	371,800	396,200			
119	322,900	351,900	372,400	396,700			
120	323,700	352,500	372,900	397,200			
121	324,300	352,800	373,100	397,600			
122	324,600	353,200	373,600	398,100			
123	325,100	353,700	374,100	398,500			
124	325,600	354,100	374,500	399,000			
125	325,900	354,500	375,000	399,400			
126		354,900	375,500				
127		355,400	376,000				
128		355,800	376,500				
129		356,200	376,800				
130		356,600	377,300				
131		357,000	377,800				
132		357,400	378,300				
133		357,600	378,600				
134		358,100	379,100				
135		358,500	379,500				
136		358,800	379,900				

	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再任用短時間勤務警察官		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

## 別記第2

第1号任期付研究員に適用する給料表

号 給	給料月額
1	402,000 円
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第2号任期付研究員に適用する給料表

号 給	給料月額
1	336,000 円
2	371,000
3	398,000

## 別記第3

号 給	給料月額
1	380,000 円
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

## 職員の勤務時間の改定に関する勧告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

任命権者は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 4 条の規定の適用を受ける職員以外の職員（業務の性質上特定の勤務時間を割り振ることを要する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下単に「職員」という。）について、同条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4 週間以内の期間で人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき勤務時間を割り振らない日を設け、及び当該期間につき同条例第 2 条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができるものとする。

### 2 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

#### (2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。



# 参 考 资 料





# 目 次

1 職員給与関係	1
令和5年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別、任命権者別職員数	2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数	4
第3表 職員の給料表別、年齢階層別人員構成比	5
第4表 職員の給料表別、年齢別職員数	6
第5表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	7
第6表 職員の給料表別平均給与月額	8
第7表 職員の給料表別、級別、号給別職員数	9
1 行政職	9
2 研究職	12
3 医療職(1)	14
4 医療職(2)	15
5 医療職(3)	18
6 学校栄養職員	22
7 学校事務職員	24
8 高等学校等教育職員	26
9 県立中学校教育職員	28
10 市町村立小学校・中学校等教育職員	30
11 警察官	32
第8表 職員の給料表別諸手当等	35
1 扶養手当	35
その1 受給状況	35
その2 扶養親族数別受給職員数	36
2 地域手当	37
3 住居手当	38
その1 受給状況	38
その2 住居別・手当額別受給職員数	39
4 通勤手当	40
その1 受給状況	40
その2 通勤形態別受給職員数	41
その3 交通機関利用者手当額別受給職員数	42
その4 自転車等交通用具使用者通勤距離別受給職員数	43
5 単身赴任手当	44
6 特勤勤務手当	46
その1 受給状況	46
その2 受給地区別受給職員数	46
7 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	47
その1 受給状況	47

その2	受給地区別受給職員数	47
8	管理職手当	48
その1	受給状況	48
その2	給料表、職務の級及び支給区別受給職員数	49
9	初任給調整手当	50
第9表	任期付職員等の給料表別、級別職員数	51
1	任期付職員	51
2	任期付研究員	51
第10表	暫定再任用職員の給料表別、級別職員数	51
1	フルタイム勤務職員	51
2	短時間勤務職員	51
2	民間給与関係	53
令和5年	職種別民間給与実態調査の概要	53
第11表	産業別、規模別調査事業所数	54
第12表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	55
第13表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	56
その1	行政職相当職種	56
その2	その他の職種	64
第14表	民間における初任給の改定状況	65
第15表	民間における家族手当の支給状況	65
第16表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	66
その1	在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	66
その2	在宅勤務関連手当の支給の検討状況	66
第17表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	67
第18表	民間における定年制の状況	67
第19表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	68
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	68
3	生計費関係	69
第21表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）	69
4	労働経済指標関係	70
第22表	労働経済指標	70
その1	賃金・労働時間	70
その2	物価・その他	72
5	参考	74
(1)	職員の給料と国家公務員の給料との比較	74
(2)	企業職員及び技能・労務職関係	75

# 1 職員給与関係

## 令和5年職員給与等実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与等に関する報告及び勧告を実施するための資料を得ることを目的として、令和5年4月1日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象

次に掲げる条例に規定する給料表の適用を受ける常勤職員及び短時間勤務職員で、令和5年4月1日現在において在籍する者

- ア 職員の給与に関する条例
- イ 教育職員の給与に関する条例
- ウ 警察職員の給与に関する条例
- エ 市町村立学校職員の給与に関する条例
- オ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- カ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

### (3) 調査事項

調査対象に該当する職員について、給料及び諸手当の支給状況、役職、年齢、性別、学歴等を調査した。ただし、任期付職員、任期付研究員及び暫定再任用職員については、給料表別及び級別又は号給別の職員数のみを調査した。

### (4) 調査方法

この調査は、本県の人事給与システムのデータに基づき実施したものである。

### (5) 留意事項

各表の分類は、それぞれの区分に従い給与中心に捉えており、必ずしも組織と一致しない。

第1表 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長
			令和4年4月	増減		
		人	人	人	人	人
一般職員	行政職	3,746	3,803	△ 57	2,958	24
	研究職	220	218	2	172	-
	医療職(1)	25	30	△ 5	25	-
	医療職(2)	90	92	△ 2	89	-
	医療職(3)	200	199	1	200	-
	学校栄養職員	17	19	△ 2	-	-
	学校事務職員	283	289	△ 6	-	-
	計	4,581	4,650	△ 69	3,444	24
教育職員	高等学校等教育職員	2,338	2,384	△ 46	-	-
	県立中学校教育職員	54	54	-	-	-
	市町村立小・中学校等 教育職員	4,981	4,992	△ 11	-	-
	計	7,373	7,430	△ 57	-	-
警察官		2,187	2,173	14	-	-
全		14,141	14,253	△ 112	3,444	24

(注) 任期付職員、任期付研究員及び暫定再任用職員については、本表には含まれていない。  
(以下第8表までについて同じ。)

代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
	本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
人 12	人 262	人 175	人 -	人 11	人 304
-	26	-	-	-	22
-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	17	-	-
-	-	-	283	-	-
12	288	176	300	11	326
-	-	2,338	-	-	-
-	-	54	-	-	-
-	20	-	4,961	-	-
-	20	2,392	4,961	-	-
-	-	-	-	-	2,187
12	308	2,568	5,261	11	2,513

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数		
一般職員	行政職	人	3,746	歳	42.1	年	17.7
	研究職		220		42.4		16.0
	医療職(1)		25		40.1		5.9
	医療職(2)		90		42.3		15.8
	医療職(3)		200		43.5		15.5
	学校栄養職員		17		42.1		18.3
	学校事務職員		283		38.5		18.7
	計		4,581		42.0		17.5
教育職員	高等学校等教育職員		2,338		43.1		18.0
	県立中学校教育職員		54		38.8		13.9
	市町村立小・中学校等教育職員		4,981		39.0		13.9
	計		7,373		40.3		15.2
	警察官		2,187		38.4		16.0
	全		14,141		40.5		16.0
令和4年4月 全			14,253		40.8		16.3

第3表 職員の給料表別、年齢階層別人員構成比

年齢階層 給料表		計	20歳以下	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
一般職員	行政職	100.0	0.6	10.0	10.1	11.1	12.7	12.4	17.1	14.9	11.1	-
	研究職	100.0	-	8.2	10.0	12.7	10.9	15.5	16.8	15.0	10.9	-
	医療職(1)	100.0	-	16.0	32.0	8.0	8.0	-	4.0	8.0	12.0	12.0
	医療職(2)	100.0	-	5.6	10.0	12.2	16.7	12.2	23.3	13.3	6.7	-
	医療職(3)	100.0	-	8.5	9.0	9.5	13.0	16.0	14.0	12.5	17.5	-
	学校栄養職員	100.0	-	-	29.4	11.8	5.9	5.9	11.8	23.5	11.8	-
	学校事務職員	100.0	8.5	19.1	13.8	6.0	2.1	5.3	24.0	11.3	9.9	-
	計	100.0	1.0	10.3	10.5	10.8	12.0	12.1	17.4	14.5	11.2	0.1
教育職員	高等学校等 教育職員	100.0	-	3.6	9.4	16.3	13.5	13.6	17.8	13.1	12.6	-
	県立中学校 教育職員	100.0	-	1.9	20.4	22.2	18.5	14.8	9.3	7.4	5.6	-
	市町村立 小・中学校等 教育職員	100.0	-	9.8	18.7	19.0	15.3	9.5	8.1	10.1	9.7	-
	計	100.0	-	7.8	15.7	18.2	14.7	10.8	11.1	11.0	10.6	-
警察官	100.0	2.8	11.1	13.6	14.2	18.2	14.3	13.4	7.5	4.9	-	
全	100.0	1.1	9.0	13.5	15.0	14.2	11.6	13.4	11.5	9.8	0.0	
令和4年4月 全	100.0	1.3	8.9	13.4	15.4	13.2	11.8	13.2	11.5	11.2	0.0	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。  
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

第4表 職員の給料表別、年齢別職員数

給料表 年 齢	全	一 般 職 員								教 育 職 員				警察官
		行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	学校栄養職員	学校事務職員	計	高等学校等教育職員	県立中学校教育職員	市町村立小・中学校等教育職員	計	
18歳以下	34	6	-	-	-	-	-	7	13	-	-	-	-	21
19歳	27	7	-	-	-	-	-	8	15	-	-	-	-	12
20	48	10	-	-	-	-	-	9	19	-	-	-	-	29
21	69	18	-	-	-	-	-	19	37	-	-	-	-	32
22	248	72	3	-	-	5	-	10	90	14	-	97	111	47
23	298	79	2	-	1	4	-	8	94	20	1	123	144	60
24	324	106	4	1	-	1	-	12	124	19	-	126	145	55
25	349	100	9	3	4	7	-	5	128	32	-	141	173	48
26	366	83	6	-	2	4	2	11	108	34	2	166	202	56
27	333	74	5	1	3	2	1	6	92	38	1	154	193	48
28	388	88	4	1	2	4	-	6	105	37	4	179	220	63
29	402	77	3	4	1	3	1	7	96	56	2	188	246	60
30	446	56	4	2	1	5	1	9	78	54	2	242	298	70
31	402	89	8	-	1	6	-	6	110	62	2	178	242	50
32	435	82	5	-	2	-	1	5	95	76	4	202	282	58
33	448	78	3	-	5	5	-	2	93	79	-	219	298	57
34	433	94	2	2	-	3	1	3	105	80	4	170	254	74
35	427	73	10	-	3	5	-	1	92	85	2	177	264	71
36	460	93	6	-	4	4	-	3	110	75	2	199	276	74
37	421	99	6	-	5	2	1	1	114	66	2	177	245	62
38	403	97	4	1	1	6	-	1	110	65	4	139	208	85
39	396	95	4	-	2	6	-	-	107	66	2	130	198	91
40	354	92	4	1	3	8	-	1	109	44	-	115	159	86
41	319	85	10	-	1	6	-	1	103	65	1	88	154	62
42	345	101	4	-	1	6	-	8	120	58	3	107	168	57
43	321	81	8	-	2	6	-	3	100	64	2	92	158	63
44	373	101	7	-	4	9	-	3	124	67	-	113	180	69
45	307	95	5	-	3	5	1	-	109	64	2	71	137	61
46	348	99	11	-	4	10	-	5	129	77	2	75	154	65
47	370	125	7	-	3	1	1	15	152	78	1	81	160	58
48	378	126	2	1	6	4	-	15	154	84	-	75	159	65
49	411	139	8	-	5	7	1	18	178	93	-	90	183	50
50	406	151	9	-	3	6	-	15	184	84	2	80	166	56
51	315	98	3	1	2	6	1	9	120	67	1	84	152	43
52	333	127	10	-	5	8	2	2	154	57	-	81	138	41
53	324	129	4	-	2	3	-	4	142	64	1	97	162	20
54	324	98	9	1	3	6	-	12	129	56	1	106	163	32
55	348	106	7	-	-	2	1	5	121	63	1	134	198	29
56	302	84	10	1	2	4	-	9	110	55	2	103	160	32
57	329	97	6	2	2	4	1	7	119	73	-	111	184	26
58	420	114	4	-	1	17	1	4	141	86	1	164	251	28
59	354	122	4	-	1	10	-	8	145	81	-	107	188	21
60歳以上	3	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
合計	14,141	3,746	220	25	90	200	17	283	4,581	2,338	54	4,981	7,373	2,187



第5表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行政職	100.0	78.1	7.1	14.7	0.2	71.8	28.2
研究職	100.0	96.4	2.3	1.4	-	75.5	24.5
医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.0	24.0
医療職(2)	100.0	81.1	18.9	-	-	55.6	44.4
医療職(3)	100.0	43.5	48.5	8.0	-	37.5	62.5
学校栄養職員	100.0	58.8	41.2	-	-	-	100.0
学校事務職員	100.0	0.4	29.7	70.0	-	41.0	59.0
計	100.0	72.7	10.4	16.7	0.1	68.0	32.0
高等学校等教育職員	100.0	97.0	2.8	0.2	-	52.8	47.2
県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	55.6	44.4
市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	94.3	5.7	0.0	-	43.5	56.5
計	100.0	95.2	4.7	0.1	-	46.5	53.5
警察官	100.0	55.7	0.6	43.6	0.0	88.3	11.7
全	100.0	81.8	5.9	12.2	0.0	59.9	40.1
令和4年4月 全	100.0	81.5	6.2	12.2	0.1	60.3	39.7

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。  
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

第6表 職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
一般職員	行政職	326,153	9,755	15,926	351,834	15,001	366,835
	研究職	346,704	10,050	13,438	370,192	16,812	387,004
	医療職(1)	408,192	6,240	71,069	485,501	375,612	861,113
	医療職(2)	327,066	9,261	9,039	345,366	7,213	352,579
	医療職(3)	334,303	9,445	6,759	350,507	5,334	355,841
	学校栄養職員	307,053	1,647	7,978	316,678	5,209	321,887
	学校事務職員	293,254	5,318	7,193	305,765	7,890	313,655
	計	325,858	9,423	15,003	350,284	16,006	366,290
教育職員	高等学校等教育職員	380,106	9,115	13,387	402,608	9,180	411,788
	県立中学校教育職員	351,520	7,750	13,417	372,687	12,843	385,530
	市町村立小・中学校等 教育職員	346,646	6,962	9,797	363,405	13,499	376,904
	計	357,292	7,651	10,962	375,905	12,125	388,030
警察官	324,514	14,482	14,643	353,639	8,425	362,064	
全	342,040	9,281	12,840	364,161	12,810	376,971	

令和4年4月 全	341,642	9,272	12,863	363,777	12,900	376,677
行政職	326,836	9,994	15,879	352,709	14,598	367,307

(注) 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

第7表 職員の給料表別、級別、号給別職員数

1 行政職

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4								1	2
5		2				2			6
6		1	4						8
7		2	6						5
8		3	3						3
9	6	15	8	1					2
10		42	15			1			
11		24	19						
12		9	9						
13	8	9	9						
14		24	15	1		1			
15		31	17						
16		17	17						
17	9	12	16	1	1				
18	2	17	20	1					
19	2	30	16	1				7	
20	1	20	21					7	
21	4	14	19	1				4	
22	8	21	19	3		1	1	10	
23	2	18	20	4				1	
24	4	13	19	8				2	
25	6	4	21	8					
26	3	1	25	10				1	
27	2	5	24	16					
28	3	5	17	10		1			
29	78	2	29	23					
30	4	3	17	21			2		
31	5	1	25	13	1		12		
32	3	5	20	15	1		21		
33	72		21	14			14		
34	8	1	21	14	1		9		
35	5	2	16	19	4		2		
36	7	1	19	13	4				
37	77	6	19	16	1				
38	10		21	12	4				
39	13	3	14	13					
40	2	4	14	12	9				
41	5	1	4	10	6				
42	1	1	12	9	8				
43		1	15	16	5				
44			12	11	4				
45	3	2	6	15	5				
46	1		7	12	8				
47			3	10	5	1			
48	1		8	11	10	1			
49	6		4	9	10				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
50			4	18	10				
51		1	3	12	14	4			
52	1		5	6	12	23			
53	2		3	7	4	31			
54			5	16	9	27			
55				14	15	27			
56	2	1		7	17	31			
57	1	1	1	4	17	27			
58			3	11	17	8			
59		1	5	9	7	16			
60	1		3	13	18	32			
61	1		3	13	16	29			
62	1	1	1	11	19	9			
63	1		3	11	15	15			
64			1	8	21	25			
65	3		2	7	20	14			
66		1	1	11	26	13			
67			3	10	25	14			
68			2	16	18	14			
69	3	1	2	9	24	8			
70				10	22	9			
71			2	5	26	7			
72	1		3	7	22	5			
73	1		1	4	34	4			
74			2	4	27	3			
75			1	2	13	3			
76			1	11	21	2			
77			2	4	28	11			
78			3	2	26				
79			1	3	20				
80				4	19				
81			2	6	27				
82			5	2	19				
83			1	5	22				
84				3	17				
85			2	1	13				
86			3	1	18				
87			2	2	17				
88			3	3	17				
89	1		1	2	16				
90				9	18				
91			1	4	18				
92			2	4	19				
93	3			2	96				
94			1	5					
95			1	3					
96			1	3					
97			1	1					
98			3	1					
99				1					
100			2	1					
101				4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
102									
103									
104									
105			1						
106			1						
107									
108			1						
109			1						
110			1						
111			1						
112			2						
113			3						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	383	379	774	685	986	419	61	33	26
級別平均 給料(円)	197,806	227,876	281,398	348,468	385,037	402,793	426,297	447,591	474,304
							適用職員数	3,746	

2 研究職

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13		6			
14					
15		1			
16					
17		2			
18		1			
19		2			
20					
21		2			
22					
23		1			
24		2			1
25		2	1		
26			1		
27		1	2		
28			3		
29		4	1		
30		1			
31		1	2		
32		1			
33		1			
34					
35					
36		1	2		
37					
38		1	1		
39		1	2		
40		1	1		
41			3		
42		2	3		
43		4	1		
44		2	2		
45		1	1		
46		1	1		
47		2		6	
48		3	2		
49		2			

級 号給	1	2	3	4	5
50		1	1		
51			3	4	
52					
53			1	1	
54			2	1	
55		2	1	1	
56		3	2		
57		1			
58		3	2		
59				1	
60		2	2	4	
61		1	2		
62		2	2	1	
63		1	2	1	
64		2			
65		2	1		
66		1	3	1	
67		1	1	1	
68		1	2		
69			1	1	
70			2		
71			2	2	
72			1		
73			4	1	
74			2		
75			1		
76					
77		1	1		
78			1		
79			3		
80			2		
81					
82			4		
83			2		
84			2		
85			2		
86			1		
87					
88			1		
89			25		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					

級 号給	1	2	3	4	5
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	-	80	113	26	1
級別平均 給料(円)	-	273,545	379,576	425,004	449,100
	適用職員数				220

3 医療職(1)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	2			
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21	2	1		
22	1			
23				
24				
25	2	2	1	
26	1			
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49			1	

級 号給	1	2	3	4
50				
51				
52				1
53			1	
54			1	
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63			1	
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71			1	
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97		1		
計	12	4	8	1
級別平均 給料(円)	304,925	422,625	507,800	560,200
	適用職員数			25



4 医療職(2)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10			1				
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18		1	1				
19		1					
20							
21		4					
22							
23		1					
24		1					
25		1					
26			1				
27			1				
28							2
29		1					
30	1	2	1				1
31		1					
32							
33							
34				1			
35			1				
36							
37							
38			2				
39			2				
40				1			
41				1			
42			1				
43			1	1			
44				1	2		
45							
46		1	1				
47			1				
48					1		
49							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
50							
51			1				
52					1		
53			1	2	1		
54			2				
55					3		
56							
57			1	1			
58					1		
59					4		
60					1		
61							
62				1			
63				2	1		
64							
65					2		
66				1			
67					2		
68							
69				1	1		
70					1		
71				1	1		
72							
73							
74					1		
75				1	1		
76					2		
77					1		
78				1			
79							
80					1		
81							
82					2		
83					1		
84							
85					4		
86				1			
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	1	15	19	17	35	-	3
級別平均 給料(円)	200,700	227,193	277,979	328,065	377,489	-	427,033
	適用職員数						90

5 医療職(3)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		5				
16						
17						
18		1				
19		3				
20			1			
21						
22						
23		1				
24			2			
25		2				
26			3			
27		2	2			
28		2				
29		2	1			
30		2				
31						
32						
33		2	2			
34		2	1			
35				2		
36						
37		1	2			
38			1			
39		1	1			
40		2				
41			1			
42		1	1		1	
43		3	2			2
44			3			2
45		1	1	1		2
46				1		
47						
48		1	1			
49		1	2			

級 号給	1	2	3	4	5	6
50			1			
51			4			
52			2			
53		1				
54			2		1	
55						
56			4			
57			2	3		
58						1
59			1	1	1	
60			1			
61		1				
62			2	1		
63			1	1		
64				1		
65			3			
66			1	1		
67					1	
68		1				
69			1			
70			1	2		
71			2	3		
72			1	1		
73		1	1		1	
74				1	1	
75			1	1		
76						
77			1	1	1	
78				1		
79				1	3	
80			2		1	
81		1	3		1	
82					1	
83					3	
84			1		2	
85				3	1	
86						
87						
88					1	
89			1			
90			1	1	1	
91			1	1	4	
92					1	
93				1	4	
94						
95						
96			1	1		
97				1		
98			1			
99		1				
100						
101						

級 号給	1	2	3	4	5	6
102			2			
103						
104			1			
105				1		
106						
107						
108			1			
109						
110				2		
111						
112			1			
113				2		
114				1		
115				1		
116						
117				3		
118				1		
119						
120						
121				4		
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145		1				
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						

級 号給	1	2	3	4	5	6
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	-	42	75	46	30	7
級別平均 給料(円)	-	250,719	309,144	357,120	386,610	412,614
適用職員数					200	

6 学校栄養職員

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21			1		
22		2			
23					
24		1	1		
25					
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					

級 号給	1	2	3	4	5
50					
51			1		
52					1
53					
54					
55					1
56					1
57					1
58					
59			1		
60					
61					
62					1
63					
64					1
65					1
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					



級 号給	1	2	3	4	5
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計	-	5	4	1	7
級別平均 給料(円)	-	231,100	277,425	342,800	373,129
		適用職員数			17

## 7 学校事務職員

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6			1		
7		1	2		
8		3	5		
9	7		1		
10		6			
11		1	4		
12		1			
13	9		1		
14		2			
15		3	3		
16		2	1		
17	8		1		
18	1	3	2		
19	1	3	2		
20			1		
21	8	3			
22	10				
23					
24					
25	5				
26	8				
27			1		
28	1				
29	1				
30	3		1		
31	1				
32					
33	3				
34	9		1		
35			2		
36					
37	1				
38	3		1		
39					
40					
41			1		
42					
43					
44					
45					
46			1		
47					
48				2	
49					

級 号給	1	2	3	4	5
50				1	
51				1	
52				2	
53			1	2	
54				1	
55			1		
56				1	
57					
58				1	
59					
60			1		
61				2	
62				2	
63				2	
64					
65					
66				3	
67				2	
68				2	
69				5	
70				5	
71				2	
72				2	
73				4	
74				1	
75				4	1
76				3	
77				5	1
78					8
79				9	10
80				3	4
81				4	11
82				3	6
83				3	3
84				2	2
85					1
86				5	1
87				1	1
88				1	
89				4	
90				2	
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					

級 号給	1	2	3	4	5
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
計	79	28	35	92	49
級別平均 給料(円)	180,577	220,989	264,900	371,327	389,878
適用職員数					283

8 高等学校等教育職員

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		16			
6					
7					
8		1			
9		17			
10					
11		1			
12					
13		17			
14					
15		5			
16		3			
17		11			
18		10			
19		7			
20		6			
21		13			
22		12			
23		4			
24		5			1
25		13			
26		7			
27		10			1
28		8			1
29		11			2
30		18			3
31		10			11
32		7			5
33		9			4
34		20			2
35		16			2
36		8			1
37		12			9
38		18			
39		17			
40	2	12			
41		15			
42	1	25			
43		12			
44		8			
45		20			
46		22			
47	1	21		1	
48		12			
49		8			

級 号給	1	2	特2	3	4
50		16			
51	1	32			
52		19			
53		17			
54		9			
55	1	20			
56	1	22			
57	1	16			
58		16			
59		19		1	
60	1	25		5	
61	4	19		4	
62	1	16		3	
63		16		2	
64		13		5	
65		17		3	
66	1	15		2	
67		11		4	
68	1	23		3	
69		16		3	
70	1	20		5	
71	1	10		1	
72	1	10		5	
73		20		3	
74		12		3	
75		12		2	
76		15			
77		17		12	
78		20			
79		21			
80		19			
81		21			
82		6			
83		10			
84	2	9			
85		12			
86	2	11			
87	1	14			
88	2	11			
89		18			
90	3	20			
91	1	14			
92		14			
93		18			
94	1	14			
95	1	9			
96		11			
97		12			
98	1	16			

級 号給	1	2	特2	3	4
99		18			
100	1	16			
101	1	21			
102	2	10			
103	1	17			
104	1	10			
105	1	16			
106	1	8			
107		10			
108	1	10			
109	2	15			
110		21			
111		15			
112		13			
113	3	20			
114	1	22			
115	1	26			
116	1	26			
117	1	18			
118	1	32			
119	2	13			
120		18			
121	1	19			
122		13			
123		25			
124	2	15			
125		22			
126		16			
127		14			
128		22			
129		20			
130		20			
131		14			
132		21			
133		13			
134		24			
135		28			
136		29			
137		28			
138		29			
139		34			
140		34			
141		33			
142		26			
143		23			
144		13			
145		22			
146					
147					
148					
149					
150					

級 号給	1	2	特2	3	4
151					
152					
153					
計	57	2,172	-	67	42
級別平均 給料(円)	290,454	359,468	-	450,325	469,357
適用職員数					2,338

9 県立中学校教育職員

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34		1			
35		1			
36		1			
37					
38					
39					
40					
41		1			
42		3			
43					
44		1			
45					
46		1			
47					
48					
49					

級 号給	1	2	特2	3	4
50		2			
51					
52					
53					
54		2			
55		1			
56		1			
57					
58		1			
59		1			
60					
61				1	
62					
63					
64					
65					
66		1			
67		1			
68		2			
69					
70					
71		1			
72					
73					
74		1			
75					
76					
77		1			
78		3			
79					
80					
81		1			
82				1	
83					
84				1	
85		1			
86		1			
87					
88					
89				1	
90		1			
91		1			
92		1			
93				1	
94					
95		1			
96		1			
97					
98					

級 号給	1	2	特2	3	4
99		1			
100		1			
101		1			
102					
103					
104					
105					
106		1			
107		1			
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123		1			
124					
125		1			
126					
127		1			
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148		2			
149					

級 号給	1	2	特2	3	4
150					
151		1			
152		1			
153					
154					
155					
156					
157					
計	-	49	-	5	-
級別平均 給料(円)	-	330,873	-	424,160	-
適用職員数					54

10 市町村立小学校・中学校等教育職員

(単位:人)

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					1
9					
10					1
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					1
17		106			2
18					1
19					2
20		1			4
21		118			17
22		1			29
23		15			42
24		6			30
25		105			22
26		2			24
27		15			16
28		11			22
29		44			29
30		63			16
31		11			19
32		16			13
33		48			6
34		96			8
35		14			8
36		25			4
37		42			12
38		95			
39		19			
40		20			
41		39			
42		120			
43		22			
44		39			
45		29	1		
46		98			
47		39			
48		41	1	1	
49		37			

級 号給	1	2	特2	3	4
50		127	1		
51		40		1	
52		29		2	
53		33			
54		74		1	
55		51		7	
56		25		1	
57		32	2	2	
58		76		7	
59		41		4	
60		28		2	
61		26		6	
62		47		4	
63		41		6	
64		64		3	
65		52		4	
66		31		5	
67		63		4	
68		51		5	
69		28		5	
70		36		6	
71		30	1	3	
72		51		4	
73		37		8	
74		48	1	12	
75		35	1	12	
76		37		20	
77		36		11	
78		44		19	
79		31	1	18	
80		37	1	8	
81		43	1	6	
82		40		19	
83		32		12	
84		36		7	
85		39	1	12	
86		30	1	16	
87		21		16	
88		37		4	
89		23		8	
90		21		11	
91		28		8	
92		33	1	5	
93		22		21	
94		30	1		
95		25			
96		29			
97		28	2		
98		23			



級 号給	1	2	特2	3	4
99		25			
100		24			
101		23			
102		17			
103		22			
104		18			
105		26			
106		24			
107		15			
108		25			
109		17			
110		19			
111		13			
112		15			
113		17			
114		15			
115		12			
116		9			
117		12			
118		21			
119		14			
120		10			
121		15			
122		8			
123		17			
124		9			
125		9			
126		11			
127		9			
128		7			
129		6			
130		18			
131		18			
132		7			
133		12			
134		16			
135		16			
136		7			
137		14			
138		12			
139		9			
140		12			
141		11			
142		15			
143		16			
144		24			
145		30			
146		25			
147		34			
148		33			
149		40			

級 号給	1	2	特2	3	4
150		37			
151		34			
152		26			
153		30			
154		13			
155		17			
156		17			
157		13			
計	-	4,299	17	336	329
級別平均 給料(円)	-	319,081	393,041	422,603	440,612
			適用職員数	4,981	

11 警察官

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4								1	
5	23								
6									
7									
8									
9	12								
10			1						
11	1								
12									
13	28								
14	1								
15	1	1	1						
16									
17	34	16							
18	1	7							
19	2	2		1					
20			1	1					
21	50	37							
22		7	2						
23	2	4	2						
24	1	1	3	2	1				
25	27	27		1	1				
26		5	3	1					
27	3	6	5	2	1				
28		1	1	2					
29	5	31	3	1	1				
30	1	11	6	1					2
31	1	10	8	3					4
32	1	1	5	2	2				2
33	4	20	14	4					
34		14	17	6					
35		7	8	7					3
36		4	14	6					
37	2	20	15	7	1				1
38	1	12	7	4	1				2
39		13	8	5	1				
40		10	6	6					1
41	3	8	14	7	3	1			1
42		9	8	4	1				
43		8	14	9	1				
44		9	13	7				1	
45		7	14	7	1			5	
46		6	13	9				2	
47		3	8	6					
48			13	6				3	
49		3	17	6	2	3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
50		4	11	13				2	
51		2	13	7	4	1		5	
52		1	15	8	1				
53		1	5	10	1		1	1	
54			18	11	4				
55			12	19	3		2		
56			6	6	3	1	4		
57			10	16	1		9		
58			9	14	1		3		
59			4	15	2		4		
60			9	9	2	2	1	2	
61			11	13	4				
62			7	14	4	2	4		
63			10	8	5	2	1		
64			10	12	5		3		
65			5	15	2	3	2		
66			7	9	9	2	2		
67			5	10	7	1			
68			6	11	7	3	2		
69			4	10	10	3			
70			1	9	6	2	3		
71			5	3	6	3	4		
72			4	9	9		2		
73			2	13	10	2	4		
74			3	11	8	1			
75			1	9	6	2	2		
76			2	6	7	4	1		
77			1	10	3	4	3		
78			1	12	9	3	1		
79				9	8				
80			3	7	9	1			
81			4	10	9	2			
82				8	4	2			
83				9	6	3			
84				9	10	4			
85			1	1	2	3			
86				11	9	3			
87			1	10	8	2			
88			1	3	5	4			
89			1	8	12	5			
90			3	5	7	2			
91			2	6	2	3			
92			3	7	3	3			
93				12	62	6			
94			1	5					
95				6					
96			1	5					
97				6					
98				3					
99				9					
100				5					
101				8					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
102			2	7					
103			3	10					
104				4					
105				5					
106			2	4					
107			1	2					
108			1	2					
109			3	7					
110			2	6					
111				4					
112				2					
113				2					
114			1	1					
115				4					
116			1	1					
117			1	3					
118			1	8					
119			2	2					
120				1					
121				1					
122			1						
123									
124				1					
125				1					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132			1						
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	204	328	484	675	312	88	58	22	16
級別平均 給料(円)	206,147	245,816	290,032	355,482	406,968	420,499	434,962	448,095	471,238
適用職員数								2,187	

第8表 職員の給料表別諸手当等

1 扶養手当

その1 受給状況

区分 給料表		受給職員			平均扶養親族数	
		受給職員数	受給割合	受給職員 平均手当額	受給職員平均	職員平均
		人	%	円	人	人
一般職員	行政職	1,794	47.9	20,369	2.0	1.0
	研究職	97	44.1	22,794	2.2	1.0
	医療職(1)	7	28.0	22,286	2.0	0.6
	医療職(2)	38	42.2	21,934	2.1	0.9
	医療職(3)	88	44.0	21,466	1.9	0.8
	学校栄養職員	2	11.8	14,000	1.5	0.2
	学校事務職員	78	27.6	19,295	1.8	0.5
	計	2,104	45.9	20,515	2.0	0.9
教育職員	高等学校等教育職員	1,010	43.2	21,101	2.1	0.9
	県立中学校教育職員	18	33.3	23,250	2.4	0.8
	市町村立小・中学校等 教育職員	1,744	35.0	19,885	2.0	0.7
	計	2,772	37.6	20,350	2.0	0.8
警察官		1,375	62.9	23,034	2.4	1.5
全		6,251	44.2	20,996	2.1	0.9
令和4年4月 全		6,369	44.7	20,751	2.1	0.9

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

その2 扶養親族数別受給職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	扶養親族区分			合計扶養親族数
		配偶者 (手当額※)	子 (手当額10,000円)	父母等 (手当額※)	
1人	1,960	724	1,087	149	1,960
2人	2,238	869	3,471	136	4,476
3人	1,555	1,179	3,423	63	4,665
4人	432	370	1,324	34	1,728
5人	63	56	245	14	315
6人	3	3	15	-	18
計	6,251	3,201	9,565	396	13,162

※手当額6,500円。ただし、行政職給料表8級(これに相当する級を含む。)及び警察官給料表9級の職員については3,500円。

2 地域手当

級地別受給職員数

区分 給料表		受給職員数	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地
一般職員	行政職	人 3,746 (408)	人 101 (62)	人 28 (13)	人 - (-)	人 1 (1)	人 6 (5)	人 2,801 (327)	人 - (-)	人 809 (-)
	研究職	220 (18)	1 (1)	3 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	123 (15)	- (-)	93 (-)
	医療職(1)	25 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	23 (-)
	医療職(2)	90 (17)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	32 (17)	- (-)	58 (-)
	医療職(3)	200 (10)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	27 (10)	- (-)	173 (-)
	学校栄養職員	17 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (-)	- (-)	11 (-)
	学校事務職員	283 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	78 (1)	- (-)	205 (-)
	計	4,581 (454)	102 (63)	31 (15)	- (-)	1 (1)	6 (5)	3,069 (370)	- (-)	1,372 (-)
教育職員	高等学校等 教育職員	2,338 (89)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,273 (89)	- (-)	1,065 (-)
	県立中学校 教育職員	54 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	33 (1)	- (-)	21 (-)
	市町村立 小・中学校等 教育職員	4,981 (45)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,741 (45)	- (-)	3,240 (-)
	計	7,373 (135)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3,047 (135)	- (-)	4,326 (-)
警察官	2,187 (312)	20 (17)	9 (8)	3 (2)	3 (2)	5 (5)	1,592 (278)	- (-)	555 (-)	
全	14,141 (901)	122 (80)	40 (23)	3 (2)	4 (3)	11 (10)	7,708 (783)	- (-)	6,253 (-)	
令和4年4月 全	14,250 (956)	118 (71)	43 (24)	3 (3)	4 (3)	12 (11)	7,779 (843)	- (-)	6,291 (1)	

(注) 級地別受給職員数は、各級地に勤務する職員数及び当該勤務地に勤務したことにより異動保障を受けている職員数の合計であり、( )内は異動保障対象者数である。

3 住居手当

その1 受給状況

給料表		区分	受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
			人	%	円
一般職員	行政職		811	21.6	25,623
	研究職		68	30.9	24,813
	医療職(1)		12	48.0	24,667
	医療職(2)		13	14.4	25,154
	医療職(3)		23	11.5	25,535
	学校栄養職員		3	17.6	24,000
	学校事務職員		83	29.3	24,553
	計		1,013	22.1	25,457
教育職員	高等学校等教育職員		526	22.5	25,671
	県立中学校教育職員		17	31.5	26,618
	市町村立小・中学校等教育職員		1,126	22.6	25,655
	計		1,669	22.6	25,670
	警察官		346	15.8	24,840
	全		3,028	21.4	25,504
令和4年4月 全			3,028	21.2	25,451



その2 住居別・手当額別受給職員数

住	居	受給職員数	受給職員平均手当額 (受給職員平均家賃等負担額)
	手 当 額		
借家・借間等	11,000円未満	12	25,548 (58,089) 円
	11,000円以上27,000円未満	1,026	
	27,000円	1,979	
	小 計	3,017	
単身赴任留守宅		11	13,445

(注) 1 「借家・借間等」には、公営・公団住宅を含む。

2 「借家・借間等」の受給職員平均手当額の欄においては、受給職員平均家賃等負担額を( )内に併記している。

3 「単身赴任留守宅」の受給職員とは、単身赴任手当を受給し、かつ配偶者等が居住する住居(借家・借間等)に対して住居手当が支払われている職員である。

4 通勤手当

その1 受給状況

給料表		区分	受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
			人	%	円
一般職員	行政職		2,897	77.3	12,765
	研究職		194	88.2	16,065
	医療職(1)		16	64.0	19,372
	医療職(2)		78	86.7	19,737
	医療職(3)		163	81.5	13,078
	学校栄養職員		13	76.5	11,969
	学校事務職員		259	91.5	9,382
	計		3,620	79.0	12,890
教育職員	高等学校等教育職員		1,989	85.1	12,821
	県立中学校教育職員		43	79.6	11,456
	市町村立小・中学校等教育職員		4,305	86.4	8,998
	計		6,337	85.9	10,215
	警察官		1,669	76.3	10,227
	全		11,626	82.2	11,050
令和4年4月 全			11,803	82.8	10,986

その2 通勤形態別受給職員数

区分 給料表	受給職員数	交通機関利用者				自転車等交通用具使用者					併用者	
		受給職員数	平均手当額		受給職員数	平均手当額			受給職員数	平均手当額		
			鉄道	バス		自転車	スクーター・オートバイ	自動車				
	人	人	人	人	円	人	人	人	人	円	人	円
行政職	2,897	297	206	225	15,732	2,437	342	251	1,844	11,700	163	23,276
研究職	194	2	2	-	13,385	182	18	9	155	15,764	10	22,086
医療職(1)	16	1	1	-	18,480	14	-	-	14	18,479	1	32,765
医療職(2)	78	2	2	1	21,474	74	1	-	73	19,762	2	17,072
医療職(3)	163	1	1	1	23,571	161	1	-	160	12,959	1	21,743
学校栄養職員	13	-	-	-	-	13	-	-	13	11,969	-	-
学校事務職員	259	3	2	1	14,128	254	12	11	231	9,245	2	19,659
計	3,620	306	214	228	15,773	3,135	374	271	2,490	12,024	179	23,145
高等学校等 教育職員	1,989	21	19	8	12,959	1,959	24	34	1,901	12,783	9	20,723
県立中学校 教育職員	43	-	-	-	-	42	-	-	42	11,226	1	21,120
市町村立 小・中学校等 教育職員	4,305	13	10	5	12,539	4,286	39	70	4,177	8,965	6	24,879
計	6,337	34	29	13	12,798	6,287	63	104	6,120	10,170	16	22,306
警察官	1,669	28	23	16	13,181	1,633	128	480	1,025	10,144	8	16,766
全	11,626	368	266	257	15,301	11,055	565	855	9,635	10,692	203	22,827

令和4年4月 全	11,803	368	280	239	14,675	11,222	589	889	9,744	10,654	213	22,106
----------	--------	-----	-----	-----	--------	--------	-----	-----	-------	--------	-----	--------

その3 交通機関利用者手当額別受給職員数【1箇月当たりの額に換算】

手 当 額		受給職員数	手 当 額		受給職員数
円以上	円未満	人	円以上	円未満	人
	5,000	7	28,000	29,000	2
5,000	6,000	10	29,000	30,000	6
6,000	7,000	22	30,000	31,000	2
7,000	8,000	21	31,000	32,000	6
8,000	9,000	11	32,000	33,000	2
9,000	10,000	34	33,000	34,000	4
10,000	11,000	6	34,000	35,000	1
11,000	12,000	20	35,000	36,000	-
12,000	13,000	37	36,000	37,000	1
13,000	14,000	26	37,000	38,000	-
14,000	15,000	23	38,000	39,000	1
15,000	16,000	22	39,000	40,000	-
16,000	17,000	10	40,000	41,000	2
17,000	18,000	24	41,000	42,000	-
18,000	19,000	8	42,000	43,000	-
19,000	20,000	6	43,000	44,000	1
20,000	21,000	9	44,000	45,000	1
21,000	22,000	11	45,000	46,000	-
22,000	23,000	5	46,000	47,000	-
23,000	24,000	11	47,000	48,000	-
24,000	25,000	1	48,000	49,000	-
25,000	26,000	10	49,000	50,000	-
26,000	27,000	2	50,000	55,000	-
27,000	28,000	2	55,000		1
計					368
平均手当額					15,301円

その4 自転車等交通用具使用者通勤距離別受給職員数

① 自転車等(自転車、スクーター、オートバイ)使用者

通勤距離(手当額)			受給職員数
km以上	km未満	円	人
2	～ 5	( 2,000 )	710
5	～ 10	( 4,200 )	485
10	～ 15	( 7,100 )	137
15	～ 20	( 10,000 )	61
20	～ 25	( 12,900 )	12
25	～ 30	( 15,800 )	3
30	～ 35	( 18,700 )	2
35	～ 40	( 21,600 )	4
40	～ 45	( 24,400 )	2
45	～ 50	( 26,200 )	1
50	～ 55	( 28,000 )	-
55	～ 60	( 29,800 )	1
60		( 31,600 )	2
計			1,420
平均通勤距離			6.1km

② 自動車使用者

通勤距離(手当額)			受給職員数
km以上	km未満	円	人
2	～ 4	( 2,000 )	1,067
4	～ 8	( 4,700 )	2,684
8	～ 12	( 7,400 )	1,693
12	～ 16	( 10,100 )	1,046
16	～ 20	( 12,800 )	696
20	～ 24	( 15,500 )	511
24	～ 28	( 18,200 )	403
28	～ 32	( 20,900 )	341
32	～ 36	( 23,600 )	315
36	～ 40	( 26,300 )	185
40	～ 44	( 29,000 )	159
44	～ 48	( 31,700 )	163
48	～ 52	( 33,100 )	92
52	～ 56	( 34,500 )	65
56	～ 60	( 35,900 )	42
60	～ 64	( 37,300 )	34
64	～ 68	( 38,700 )	26
68	～ 72	( 40,100 )	33
72	～ 76	( 41,500 )	24
76	～ 80	( 42,900 )	25
80		( 44,300 )	31
計			9,635
平均通勤距離			15.2km

5 単身赴任手当

区分 給料表		受給職員			職員の住居から家族の住居までの 距離別職員数(手当額)				
		受給職員数	受給割合	受給職員 平均手当額	100km未満 (30,000円)	100km以上 150km未満 (38,000円)	150km以上 200km未満 (40,000円)	200km以上 250km未満 (42,000円)	250km以上 300km未満 (44,000円)
		人	%	円	人	人	人	人	人
一般職員	行政職	66	1.8	40,273	12	21	11	12	-
	研究職	6	2.7	36,333	2	1	3	-	-
	医療職(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(3)	2	1.0	41,000	-	-	1	1	-
	学校栄養職員	-	-	-	-	-	-	-	-
	学校事務職員	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	74	1.6	39,973	14	22	15	13	-
教育職員	高等学校等教育職員	7	0.3	34,286	4	1	1	1	-
	県立中学校教育職員	-	-	-	-	-	-	-	-
	市町村立小・中学校等 教育職員	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	7	0.1	34,286	4	1	1	1	-
警察官		108	4.9	33,778	67	20	8	12	-
全		189	1.3	36,222	85	43	24	26	-
令和4年4月 全		206	1.4	36,117	93	49	18	36	-

職員の住居から家族の住居までの  
距離別職員数(手当額)

300km以上 500km未満 (46,000円)	500km以上 700km未満 (54,000円)	700km以上 900km未満 (62,000円)	900km以上 1,100km未満 (70,000円)	1,100km以上 1,300km未満 (76,000円)	1,300km以上 1,500km未満 (82,000円)	1,500km以上 2,000km未満 (88,000円)	2,000km以上 2,500km未満 (94,000円)	2,500km以上 (100,000円)
人	人	人	人	人	人	人	人	人
-	9	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	9	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-	-
-	10	-	1	-	-	-	-	-
-	9	-	1	-	-	-	-	-

6 特 地 勤 務 手 当

その1 受給状況

給料表	区分	受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
		人	%	円
行政職		12	0.3	2,267
研究職		1	0.5	133
警察官		5	0.2	2,813
全		18	0.1	2,300

令和4年4月 全	14	0.1	2,717
----------	----	-----	-------

その2 受給地区別受給職員数

給料表	受給地区分 (手当額)	3級地 (10,000円)	2級地 (7,000円)	1級地 (4,000円)	経過措置		
		人	人	人	旧3級地 (9,100円)	旧2級地 (6,100円)	旧1級地 (2,800円)
行政職		-	-	7	-	5	-
研究職		-	-	1	-	-	-
警察官		-	1	2	1	1	-
全		-	1	10	1	6	-

令和4年4月 全	-	1	6	1	5	1
----------	---	---	---	---	---	---

(注) 特地勤務手当に係る経過措置は、令和4年4月1日付けで実施された特地公署の見直しにおいて、級別区分が下位となった公署又は不支給となった公署に勤務する職員を対象としたものである。



7 へき手当及びへき手当に準ずる手当

その1 受給状況

給料表	区分	受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
		人	%	円
	高等学校等教育職員	24	1.0	7,749
	市町村立小・中学校等教育職員	232	4.7	10,509
	学校栄養職員	1	5.9	16,565
	学校事務職員	21	7.4	9,283
	全	278	2.0	10,200

令和4年4月 全	292	2.0	10,300
----------	-----	-----	--------

その2 受給地区別受給職員数

給料表	受給地区分	へき地手当					準ずる手当	
		3級(8%)	2級(6%)	1級(4%)	準へき地(2%)	経過措置	4%	2%
	高等学校等教育職員	人 -	人 -	人 17	人 7	人 -	人 -	人 -
	市町村立小・中学校等教育職員	9	62	139	22	-	-	-
	学校栄養職員	-	1	-	-	-	-	-
	学校事務職員	1	5	12	3	-	-	-
	全	10	68	168	32	-	-	-

令和4年4月 全	10	72	176	34	-	-	-
----------	----	----	-----	----	---	---	---

8 管理職手当

その1 受給状況

区分		受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
給料表				
一般職員	行政職	507人	13.5%	65,806円
	研究職	27	12.3	66,252
	医療職(1)	9	36.0	82,633
	医療職(2)	3	3.3	72,200
	医療職(3)	7	3.5	59,914
	計	553	12.9	66,061
教育職員	高等学校等教育職員	138	5.9	54,812
	県立中学校教育職員	5	9.3	48,200
	市町村立小・中学校等教育職員	664	13.3	54,088
	計	807	10.9	54,175
警察官		87	4.0	75,607
全		1,447	10.2	60,006

令和4年4月 全	1,470	10.3	59,891
----------	-------	------	--------

(注) 学校栄養職員及び学校事務職員にあっては、受給者なし。

その2 給料表、職務の級及び支給区分別受給職員数

① 行政職

職務の級及び支給区分											
9級		8級			7級			6級			5級
1種	2種	2種	3種	4種	3種	4種	5種	4種	5種	6種	7種
(126,400円)	(101,100円)	(93,200円)	(88,500円)	(79,200円)	(84,600円)	(75,700円)	(71,200円)	(72,000円)	(67,700円)	(55,000円)	(44,100円)
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
15	9	-	28	5	-	48	4	75	67	233	23

② 研究職

職務の級及び支給区分					
5級			4級		
2種	3種	4種	4種	5種	6種
(102,500円)	(97,300円)	(87,100円)	(76,700円)	(72,200円)	(58,700円)
人	人	人	人	人	人
-	-	1	3	9	14

③ 医療職(1)

職務の級及び支給区分				
4級		3級		
2種	3種	4種	5種	6種
(109,300円)	(103,900円)	(89,200円)	(83,900円)	(68,200円)
人	人	人	人	人
-	1	-	6	2

④ 医療職(2)

職務の級及び支給区分	
7級	6級
5種	6種
(72,200円)	(54,700円)
人	人
3	-

⑤ 医療職(3)

職務の級及び支給区分	
6級	
5種	6種
(71,400円)	(58,000円)
人	人
1	6

⑥ 高等学校等教育職員

職務の級及び支給区分						
4級			3級		特2級	2級
1種	2種	3種	3種	4種	5種	5種
(75,300円)	(69,100円)	(59,900円)	(58,900円)	(49,800円)	(34,600円)	(33,700円)
人	人	人	人	人	人	人
-	42	-	40	26	-	30

⑦ 県立中学校教育職員

職務の級及び支給区分		
4級		3級
3種	3種	4種
(57,000円)	(57,000円)	(48,200円)
人	人	人
-	-	5

⑧ 市町村立小・中学校等教育職員

職務の級及び支給区分				
4級			3級	
1種	2種	3種	3種	4種
(74,100円)	(65,800円)	(57,000円)	(57,000円)	(48,200円)
人	人	人	人	人
31	12	285	44	292

⑨ 警察官

職務の級及び支給区分						
9級		8級	7級			6級
1種	2種	3種	3種	4種	5種	5種
(94,800円)	(90,100円)	(77,600円)	(77,300円)	(72,700円)	(59,100円)	(56,400円)
人	人	人	人	人	人	人
5	11	22	12	23	6	8

9 初任給調整手当

区分 給料表	受給職員数	受給割合	受給職員平均手当額
	人	%	円
行政職	2	0.1	22,500
研究職	2	0.9	21,100
医療職(1)	25	100.0	334,024
医療職(2)	6	6.7	17,600
全	35	0.2	244,097

令和4年4月 全	38	0.3	250,426
----------	----	-----	---------

第9表 任期付職員等の給料表別、級別職員数

1 任期付職員

(単位:人)

級 給料表		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計	
		一般任期付職員	行政職			—	1			3	1	2	1
研究職				—			1						1
医療職(1)				—		1						1	
医療職(3)				—			1						1

(注) 特定任期付職員については該当職員なし。

2 任期付研究員

該当職員なし

第10表 暫定再任用職員の給料表別、級別職員数

1 フルタイム勤務職員

(単位:人)

級 給料表		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計	
		行政職			—	208				2			
研究職			9	—									9
医療職(2)				—	1							1	
医療職(3)				—	7								7
学校栄養職員				—									
学校事務職員				—	12								12
高等学校等教育職員			152		2							154	
市町村立小・中学校等 教育職員			183									183	
警察官				—		8						8	

2 短時間勤務職員

(単位:人)

級 給料表		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計	
		行政職			—	132							
研究職			3	—									3
医療職(2)				—	7							7	
医療職(3)				—	14								14
高等学校等教育職員			4									4	
市町村立小・中学校等 教育職員			1									1	
警察官			1	—		5						6	



## 2 民間給与関係

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所275事業所

イ 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を、組織、規模、産業により17層に分類し、これらから118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係314人（行政職に相当する調査実人員266人）、初任給関係以外の調査職種4,812人（行政職に相当する調査実人員4,141人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,215人であり、行政職に相当するものは12,311人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 99	事業所 5	事業所 6	事業所 7	事業所 32	事業所 49	事業所 32	事業所 47	事業所 20
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	4	-	-	-	3	1	1	2	1
製造業	52	4	3	3	17	25	8	34	10
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	20	-	1	2	6	11	10	4	6
卸売業、小売業	2	1	-	-	-	1	1	-	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4	-	1	1	1	1	4	-	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17	-	1	1	5	10	8	7	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が19所あった。

2 調査対象事業所118所に占める調査完了事業所99所の割合（調査完了率）は、83.9%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。



第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	223,304	226,016	217,671	※ 195,874
		短大卒	190,048	※ 188,005	※ 198,250	X
		高校卒	172,641	※ 181,205	169,056	161,670
	新卒事務員	大学卒	216,830	218,640	212,384	X
		短大卒	※ 181,853	※ 182,480	※ 182,500	X
		高校卒	172,772	X	164,357	160,934
	新卒技術者	大学卒	234,610	※ 241,281	223,900	X
		短大卒	※ 194,483	※ 189,364	※ 214,000	—
		高校卒	172,571	※ 178,165	170,299	X
その他	新卒研究員	大学卒	236,811	※ 243,139	※ 227,343	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 行政職相当職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 種	支店長	5	52.5	874,721	50	874,671	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	52.5	874,721	50	874,671	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	9	53.0	629,384	-	629,384	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	55.5	736,921	-	736,921	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	50.0	495,028	-	495,028	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	99	52.9	627,704	5,250	622,454	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	74	53.0	654,964	1,990	652,974	
	短大卒	4	54.2	541,367	14,082	527,285	
	高校卒	20	51.9	544,125	14,178	529,947	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	81	53.7	664,887	4,360	660,527	同 上
	大学卒	50	52.7	724,215	1,862	722,353	
	短大卒	10	55.6	615,321	10,476	604,845	
	高校卒	21	54.9	568,691	6,804	561,887	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	84	51.1	540,273	1,879	538,394	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)	
大学卒	70	50.5	549,301	2,210	547,091		
短大卒	5	51.5	566,793	1,439	565,354		
高校卒	9	54.5	473,299	-	473,299		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	36	51.3	527,248	20,561	506,687	同 上	
大学卒	16	50.7	609,383	10,875	598,508		
短大卒	5	50.9	499,583	21,541	478,042		
高校卒	15	51.8	479,943	26,820	453,123		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	249	49.5	515,033	4,590	510,443	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	165	48.0	547,817	5,313	542,504		
短大卒	21	51.6	416,235	1,277	414,958		
高校卒	60	52.1	478,334	4,452	473,882		
中学卒	3	50.8	512,978	13	512,965		
技術課長	233	50.8	568,888	9,762	559,126	同 上	
大学卒	128	50.5	596,538	4,066	592,472		
短大卒	31	51.7	594,175	9,467	584,708		
高校卒	74	50.8	514,171	19,116	495,055		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和5年4月分平均支給額をXとしている。(第13表共通)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	175	46.5	503,033	34,002	469,031	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職(課長一係長間)</li> </ul>
	大学卒	134	45.2	508,695	35,856	472,839	
	短大卒	12	50.5	452,948	28,282	424,666	
	高校卒	28	50.4	489,095	26,076	463,019	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術課長代理	124	39.8	499,766	58,337	441,429	同上
	大学卒	105	38.8	505,003	61,741	443,262	
	短大卒	9	46.9	466,405	31,883	434,522	
	高校卒	10	53.3	426,229	15,171	411,058	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	265	46.4	447,270	28,035	419,235	係の長及び係長級専門職
	大学卒	173	45.1	440,778	27,199	413,579	
	短大卒	14	47.7	405,229	21,780	383,449	
	高校卒	77	49.2	471,108	31,542	439,566	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	266	47.7	540,431	60,163	480,268	同上
	大学卒	125	44.7	531,691	45,051	486,640	
	短大卒	25	46.8	481,827	56,830	424,997	
	高校卒	115	51.9	564,718	81,192	483,526	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務主任	241	43.4	350,132	36,169	313,963	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長等のいる事業所における主任</li> <li>・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・中間職(係長一係員間)</li> </ul>	
大学卒	142	41.0	351,388	38,726	312,662		
短大卒	24	48.2	348,224	28,778	319,446		
高校卒	75	46.6	348,290	33,651	314,639		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	281	46.6	562,148	87,604	474,544	同上	
大学卒	98	41.7	534,949	97,398	437,551		
短大卒	39	47.1	658,002	119,484	538,518		
高校卒	143	49.4	550,325	72,117	478,208		
中学卒	1	X	X	X	X		
事務係員	1,004	39.7	304,823	29,637	275,186		
大学卒	500	35.5	315,259	36,035	279,224		
短大卒	188	45.4	290,351	20,335	270,016		
高校卒	316	43.2	296,496	24,798	271,698		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	989	34.8	383,109	63,492	319,617		
大学卒	375	36.8	371,199	58,810	312,389		
短大卒	178	33.6	418,184	72,872	345,312		
高校卒	435	34.1	372,336	61,695	310,641		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

## 2 企業規模500人以上

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	5	52.5	874,721	50	874,671	行政職 9級
	大学卒	5	52.5	874,721	50	874,671	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	5	54.7	720,322	-	720,322	同上
	大学卒	3	55.5	835,277	-	835,277	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	53.5	546,988	-	546,988	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	60	53.8	707,217	1,324	705,893	同上
	大学卒	46	53.9	733,106	75	733,031	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	13	53.7	601,734	5,691	596,043	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	51	54.1	749,950	299	749,651	同上
	大学卒	39	53.4	774,237	394	773,843	
	短大卒	4	56.8	715,460	-	715,460	
	高校卒	8	56.0	651,454	-	651,454	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	51	51.8	626,680	82	626,598	同上	
大学卒	45	51.5	630,440	94	630,346		
短大卒	3	56.2	602,750	-	602,750		
高校卒	3	52.1	595,671	-	595,671		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	15	52.1	657,008	49	656,959	同上	
大学卒	12	52.3	668,075	60	668,015		
短大卒	2	54.5	604,335	-	604,335		
高校卒	1	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	152	49.6	602,853	2,360	600,493	行政職 7級、8級	
大学卒	117	48.4	612,046	2,735	609,311		
短大卒	5	49.2	509,497	4,035	505,462		
高校卒	29	53.5	575,758	937	574,821		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術課長	135	51.7	663,871	4,371	659,500	同上	
大学卒	83	50.7	672,592	1,310	671,282		
短大卒	22	53.1	629,227	76	629,151		
高校卒	30	53.5	667,294	16,971	650,323		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	134	44.9	542,763	43,539	499,224	行政職 5級、6級
	大学卒	106	43.7	542,212	44,229	497,983	
	短大卒	8	51.4	481,597	36,667	444,930	
	高校卒	19	48.9	560,022	40,473	519,549	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術課長代理	91	38.4	506,704	63,408	443,296	同 上
	大学卒	90	38.2	506,564	64,189	442,375	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	168	47.3	497,780	26,553	471,227	行政職 3級、4級
	大学卒	109	45.6	487,719	25,072	462,647	
	短大卒	7	47.0	449,754	18,130	431,624	
	高校卒	52	51.3	527,984	31,199	496,785	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	158	48.3	582,508	56,175	526,333	同 上
	大学卒	82	44.6	556,348	38,147	518,201	
	短大卒	8	47.9	587,912	59,718	528,194	
	高校卒	67	54.4	624,882	84,858	540,024	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務主任	146	43.7	364,556	35,489	329,067	行政職 2級(一部は3級、4級)	
大学卒	89	40.7	352,293	36,163	316,130		
短大卒	9	51.1	441,652	34,961	406,691		
高校卒	48	48.2	374,753	34,281	340,472		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	188	47.4	639,788	100,683	539,105	同 上	
大学卒	56	40.7	625,102	111,818	513,284		
短大卒	28	48.1	725,161	134,129	591,032		
高校卒	104	50.2	619,055	84,831	534,224		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	507	41.3	332,976	35,300	297,676	行政職 1級	
大学卒	262	35.7	332,986	43,009	289,977		
短大卒	97	48.5	319,350	22,148	297,202		
高校卒	148	47.1	342,557	29,492	313,065		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	498	33.6	420,802	76,083	344,719	同 上	
大学卒	136	36.7	422,139	77,769	344,370		
短大卒	110	32.2	441,999	78,231	363,768		
高校卒	252	33.2	407,014	74,009	333,005		
中学卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	行政職 7級、8級
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	3	51.8	588,827	-	588,827	同 上
	大学卒	2	55.5	664,700	-	664,700	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	35	52.0	554,809	3,130	551,679	同 上
	大学卒	26	51.9	585,428	4,371	581,057	
	短大卒	3	52.8	523,180	-	523,180	
	高校卒	6	52.2	455,637	-	455,637	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	24	53.7	565,424	3,945	561,479	同 上
	大学卒	8	51.6	594,514	-	594,514	
	短大卒	6	55.0	556,720	16,607	540,113	
	高校卒	10	54.8	547,284	756	546,528	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	27	49.6	477,529	3,929	473,600	同 上	
大学卒	19	47.8	485,017	5,459	479,558		
短大卒	2	47	535,284	2,700	532,584		
高校卒	6	55.1	440,649	-	440,649		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	13	50.5	489,337	4,140	485,197	同 上	
大学卒	3	46.7	527,180	7,088	520,092		
短大卒	2	52	475,152	4,004	471,148		
高校卒	8	51.4	480,041	3,095	476,946		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	81	48.8	429,801	7,709	422,092	行政職 5級、6級	
大学卒	43	46.3	446,988	10,671	436,317		
短大卒	11	51.5	398,441	346	398,095		
高校卒	25	51.8	418,899	6,747	412,152		
中学卒	2	49	385,253	0	385,253		
技術課長	84	49.7	479,954	14,857	465,097	同 上	
大学卒	42	49.8	487,682	8,480	479,202		
短大卒	9	48.3	507,399	32,715	474,684		
高校卒	33	49.9	463,635	18,639	444,996		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	25	48.8	434,660	19,962	414,698	行政職 4級	
	大学卒	15	46.7	449,150	30,237		418,913
	短大卒	3	52.7	454,213	-		454,213
	高校卒	7	51.2	399,109	8,279		390,830
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	32	48.9	458,992	27,927	431,065	同 上	
	大学卒	14	47.6	490,683	29,894		460,789
	短大卒	8	45.1	450,146	41,923		408,223
	高校卒	10	53.3	426,229	15,171		411,058
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	75	44.1	372,288	36,835	335,453	行政職 3級	
	大学卒	48	42.8	366,564	38,374		328,190
	短大卒	7	48.5	362,315	25,298		337,017
	高校卒	19	45.7	387,441	38,851		348,590
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係長	99	46.5	453,469	75,391	378,078	同 上	
	大学卒	41	45.1	446,664	71,572		375,092
	短大卒	14	46.8	433,409	67,939		365,470
	高校卒	44	47.6	465,926	81,144		384,782
	中学卒	-	-	-	-		-
事務主任	84	43.9	323,979	32,759	291,220	行政職 2級(一部は3級)	
	大学卒	45	41.9	345,817	39,246		306,571
	短大卒	14	47.6	302,941	21,471		281,470
	高校卒	25	45.2	296,731	28,100		268,631
	中学卒	-	-	-	-		-
技術主任	84	44.4	374,614	57,785	316,829	同 上	
	大学卒	36	42.1	420,700	84,228		336,472
	短大卒	9	41.1	377,247	63,166		314,081
	高校卒	38	47.1	332,736	32,643		300,093
	中学卒	1	X	X	X		X
事務係員	400	37.7	278,935	21,460	257,475	行政職 1級	
	大学卒	210	35.5	292,307	23,904		268,403
	短大卒	67	41.2	267,671	20,896		246,775
	高校卒	123	39.5	262,026	17,561		244,465
	中学卒	-	-	-	-		-
技術係員	439	37.4	323,154	43,842	279,312	同 上	
	大学卒	221	37.0	335,812	45,925		289,887
	短大卒	60	38.7	334,630	55,609		279,021
	高校卒	157	37.3	301,135	36,559		264,576
	中学卒	1	X	X	X		X

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	行政職 6級、7級
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	1	X	X	X	X	同 上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	1	X	X	X	X	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	4	51.8	550,243	43,149	507,094	同 上
大学卒	2	54.5	500,635	-	500,635	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	1	X	X	X	X	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	6	52.3	576,230	23,000	553,230	同 上
大学卒	3	50.8	643,800	15,000	628,800	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	53.8	508,660	31,000	477,660	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	6	53.3	456,472	1,358	455,114	同 上
大学卒	6	53.3	456,472	1,358	455,114	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	8	51.6	472,712	54,979	417,733	同 上
大学卒	1	X	X	X	X	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	6	52.7	471,968	49,855	422,113	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	16	51.6	402,366	4,121	398,245	行政職 5級
大学卒	5	53.3	428,360	2,683	425,677	
短大卒	5	52.8	402,975	1,533	401,442	
高校卒	6	49.0	378,843	7,603	371,240	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	14	49.9	388,781	19,764	369,017	同 上
大学卒	3	54.3	425,147	5,276	419,871	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	11	48.6	378,635	23,807	354,828	
中学卒	-	-	-	-	-	



職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	16	50.9	401,243	7,135	394,108	行政職 4級	
	大学卒	13	50.8	408,851	4,167		404,684
	短大卒	1	X	X	X		X
	高校卒	2	55.5	373,911	1,530		372,381
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	1	X	X	X	X	同上	
	大学卒	1	X	X	X		X
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	-	-	-	-		-
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	22	47.2	353,150	13,425	339,725	行政職 3級	
	大学卒	16	48.1	364,883	13,371		351,512
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	6	44.5	317,306	13,589		303,717
	中学卒	-	-	-	-		-
技術係長	9	44.1	354,603	14,840	339,763	同上	
	大学卒	2	46.0	407,220	41,345		365,875
	短大卒	3	43.5	342,210	3,287		338,923
	高校卒	4	43.5	332,674	8,056		324,618
	中学卒	-	-	-	-		-
事務主任	11	38.1	358,257	60,479	297,778	行政職 2級(一部は3級)	
	大学卒	8	39.5	366,090	56,695		309,395
	短大卒	1	X	X	X		X
	高校卒	2	32.5	342,677	68,212		274,465
	中学卒	-	-	-	-		-
技術主任	9	47.2	369,175	42,064	327,111	同上	
	大学卒	6	47.2	368,039	46,684		321,355
	短大卒	2	48.5	370,542	41,861		328,681
	高校卒	1	X	X	X		X
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係員	97	39.0	259,617	30,471	229,146	行政職 1級	
	大学卒	28	33.2	302,299	49,331		252,968
	短大卒	24	43.5	234,791	12,353		222,438
	高校卒	45	40.4	245,160	27,877		217,283
	中学卒	-	-	-	-		-
技術係員	52	33.1	275,801	24,608	251,193	同上	
	大学卒	18	34.6	283,238	22,290		260,948
	短大卒	8	38.2	298,667	35,305		263,362
	高校卒	26	30.7	264,753	22,705		242,048
	中学卒	-	-	-	-		-

その2 その他の職種

企業規模計

職種名		調査 実人数	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・労務 関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を含む。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	44	43.3	432,033	73,899	358,134	
	用務員	-	-	-	-	-	
海事関係 職種 (沿海・平水)	船長・機関長	4	55.5	647,794	-	647,794	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	10	51.6	577,927	-	577,927	
	二等航海士・機関士	11	45.4	434,334	1,858	432,476	
	三等航海士・機関士	3	39.5	411,138	3,985	407,153	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	1	X	X	X	X	
	甲板手・操機手	9	37.5	378,743	101	378,642	
甲板員・機関員	6	28.5	291,809	-	291,809		
教育関係 職種	大学学部長	1	X	X	X	X	
	大学教授	19	56.8	756,822	-	756,822	
	大学准教授	14	53.4	678,844	-	678,844	
	大学講師	12	45.6	587,668	-	587,668	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	1	X	X	X	X	
	高等学校教頭	1	X	X	X	X	
高等学校教諭	26	50.7	536,328	923	535,405		
研究関係 職種	研究所長	2	56.0	874,230	-	874,230	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	36	52.2	642,995	234	642,761	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	44	48.1	584,151	2,159	581,992	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	52	41.3	571,726	16,542	555,184	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	126	32.0	426,670	51,559	375,111	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	1	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	1	X	X	X	X	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	17	57.6	1,504,197	163,460	1,340,737	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	3	40.2	595,268	8,547	586,721	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	8	57.5	436,440	110,386	326,054	
	診療放射線技師	15	49.7	367,715	43,715	324,000	
	臨床検査技師	12	42.0	301,597	16,738	284,859	
	栄養士	16	37.1	292,343	36,426	255,917	
理学療法士	38	34.9	329,094	16,621	312,473		
作業療法士	22	33.4	317,381	13,849	303,532		
医療 関係 職種	総看護師長	2	53.0	552,080	-	552,080	部下に看護師長5人以上
	看護師長	18	50.2	477,511	31,751	445,760	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	75	46.8	402,105	74,186	327,919	
	准看護師	21	51.9	324,383	58,401	265,982	

第 14 表 民間における初任給の改定状況

学 歴 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒 計	21.2	(55.7)	(44.3)	( - )	78.8
100人以上	25.0	(56.6)	(43.4)	( - )	75.0
50人以上100人未満	8.9	(48.5)	(51.5)	( - )	91.1
高 校 卒 計	28.5	(62.3)	(37.7)	( - )	71.5
100人以上	29.3	(56.2)	(43.8)	( - )	70.7
50人以上100人未満	26.0	(83.0)	(17.0)	( - )	74.0

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
家族手当制度がある	75.3%	
配偶者に家族手当を支給する	65.6%	
家族手当制度がない	24.7%	
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	13,714円
	配偶者と子1人	20,644円
	配偶者と子2人	27,657円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を 100 とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は 87.1%である。  
 3 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第 16 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
%	%	%	%
31.1	(15.9)	(84.1)	68.9

(注) ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を 100 とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
%	%
24.8	75.2

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を 100 とした割合である。

第 17 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分
	%	%	%	%	%	%
計	59.0	41.0	52.7	47.3	50.8	49.2
100 人 以 上	54.4	45.6	46.2	53.8	45.5	54.5
50 人 以 上 100 人 未 満	73.5	26.5	72.9	27.1	69.2	30.8

第 18 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	76.8	23.2	0.0

（注） 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目		給与減額なし %
	給与減額あり %	60歳で減額 %	
課 長 級	67.2	49.4	32.8
非 管 理 職	67.1	55.4	32.9

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第20表において同じ)。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
62.7 %	72.1 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

(和歌山市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	30,146	30,397	47,866	65,335	82,796
住居関係費	38,174	40,605	36,899	33,189	29,483
被服・履物費	4,085	2,782	4,498	6,215	7,932
雑費Ⅰ	26,640	27,718	53,070	78,422	103,774
雑費Ⅱ	7,159	8,361	11,627	14,897	18,163
計	106,204	109,863	153,960	198,058	242,148

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、和歌山市の勤労者世帯における1世帯あたりの標準的な生活水準(令和5年4月)を求めたものである。

2 和歌山市の勤労者世帯における「家計調査」の集計世帯数(令和5年4月)は、39世帯である。

3 標準生計費の各費目は、次のとおり、「家計調査」における消費支出の大分類項目に対応している。

【標準生計費】

【家計調査】

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

## 4 労働経済指標関係

第22表 労働経済指標

### その1 賃金・労働時間

項 目		年 月		令和4年			
				4月	5月	6月	7月
全国 (厚生労働省)	きまって支給する給与	金 額	千円	307.9	301.2	304.0	303.7
		前年同月比	%	2.5	2.2	2.3	2.0
	(調査産業計) 所定内給与	金 額	千円	281.9	277.2	280.0	279.1
		前年同月比	%	2.2	1.9	2.1	1.9
	総実労働時間数	時間数	時間	149.0	137.6	149.6	147.0
	(調査産業計) 所定外労働時間数	時間数	時間	12.9	11.7	12.1	12.1
和歌山県 (企画部企画政策局調査統計課)	きまって支給する給与	金 額	千円	264.8	262.5	267.5	262.9
		前年同月比	%	△ 0.2	0.1	1.2	△ 0.3
	(調査産業計) 所定内給与	金 額	千円	241.7	240.1	245.8	240.8
		前年同月比	%	△ 1.4	△ 1.1	0.8	△ 1.1
	総実労働時間数	時間数	時間	149.2	137.5	152.0	145.6
	(調査産業計) 所定外労働時間数	時間数	時間	12.0	11.7	12.5	11.6

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。

2 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算

3 「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から超過労働給与(時間外手当、休日出勤手当等)を除

4 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比については、令和2年平均=100とした指数を



## (毎月勤労統計調査)

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和5年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9	307.7
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1	283.5
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
261.1	262.9	264.0	267.7	268.0	271.0	274.3	267.8	270.1	264.6
△ 1.8	△ 0.4	△ 1.4	△ 0.8	△ 1.1	3.3	6.0	2.3	2.0	0.9
237.4	238.4	239.7	242.9	243.0	245.2	246.9	243.8	244.3	243.5
△ 3.0	△ 2.0	△ 2.6	△ 1.8	△ 1.6	2.1	4.2	1.7	1.2	1.4
141.5	146.9	145.1	148.5	146.8	134.8	140.3	142.5	149.6	144.2
12.0	12.9	12.6	13.3	13.4	11.7	12.2	12.0	12.8	14.9

定方法によって支給される給与のことである。  
いたものである。  
基礎としている。

その2 物価・その他

				年 月				
項 目				令和4年 4 月	5 月	6 月	7 月	
物 価	消費者 物 価 指 数	全国（総務省）	総 合	前年同月比	% 2.5	2.5	2.4	2.6
		和歌山市  (企画部企画政策局 調査統計課)	総 合	前年同月比	% 1.7	1.6	1.7	1.5
			食料費	前年同月比	% 4.2	3.6	4.3	3.5
			住居費	前年同月比	% △ 0.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4
			光熱費	前年同月比	% 12.2	10.8	10.4	10.9
			被服費	前年同月比	% △ 1.1	0.0	0.0	△ 0.4
			雑 費	前年同月比	% 0.4	0.3	△ 0.2	0.0
	国内企業物価指数（日本銀行）			前年同月比	% 9.9	9.4	9.6	9.5
消費支出 (勤労者世帯)	全 国		金 額	円	344,126	314,979	300,489	317,575
			前年同月比	% 1.6	△ 0.9	6.9	4.9	
	和歌山市		金 額	円	288,055	224,189	232,891	380,533
			前年同月比	% 10.2	△ 9.4	△ 0.4	57.1	
そ の 他	常用雇用指数（厚生労働省）			前年同月比	% △ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6
	完全失業率（総務省）				% 2.6	2.6	2.6	2.6
	有効求人倍率（厚生労働省）				倍 1.24	1.25	1.27	1.28
	実質国内総生産（内閣府）			前期比	% 1.3			

- (注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均=100とした指数を基礎とし  
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。  
3 「実質国内総生産」については平成27暦年連鎖価格を基準としている。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和 5 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	
1.7	1.9	3.1	3.3	3.4	3.9	3.2	3.0	2.8	2.7	
3.2	3.2	6.8	7.0	6.9	8.0	9.4	8.6	7.6	7.6	
△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.6	
11.7	11.8	11.6	11.1	11.6	11.6	△ 5.2	△ 6.5	△ 7.5	△ 12.6	
0.5	1.0	3.0	5.3	6.2	4.9	7.7	6.8	5.8	5.8	
0.0	0.3	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	0.2	0.7	2.0	
9.8	10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1	
322,438	313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830	
9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0	
341,303	270,745	287,342	337,445	329,379	267,258	284,738	327,324	306,341	296,415	
33.5	12.2	17.8	34.2	11.5	△ 30.4	△ 5.1	△ 8.0	6.3	32.2	
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	
2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	
△ 0.3		0.1			0.8					

ている。

## 5 参考

### (1) 職員の給料と国家公務員の給料との比較

項目	国	和歌山県
ラスパイレス指数	100.0	99.6

(注) 上記指数は、令和4年4月1日現在のものであり、地方公務員給与実態調査(総務省)による。

## (2) 企業職員及び技能・労務職関係

この調査は、令和5年職員給与等実態調査に併せて行ったもので、その概要は、次のとおりである。

### ア 職員構成

区分	職員数	平均年齢	平均勤続年数
給料表			
企業職員(行政職)	22人	46.9歳	22.3年
現業職	16	56.8	28.9

区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
給料表							
企業職員(行政職)	100.0%	77.3%	9.1%	13.6%	-	100.0%	-
現業職	100.0	-	18.8	81.3	-	75.0	25.0

(注) 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。

### イ 平均給与月額

区分	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表						
企業職員(行政職)	349,205円	10,614円	15,642円	375,461円	13,464円	388,925円
現業職	341,388	6,906	10,709	359,003	0	359,003

全職員	342,051円	9,281円	12,842円	364,174円	12,797円	376,971円
-----	----------	--------	---------	----------	---------	----------

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。  
2 全職員欄は、第6表の「全」欄と合算したものである。

